

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第 3 0 6 3 号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	3
3	審査結果	17

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)



諮問第3063号
平成26年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成26年1月21日付け東相制第13-0105号及び西設相制第116号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成26年1月21日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成26年4月1日(火)から実施。

4. 概要

平成26年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成26年度から28年度までの3年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。今回の改定案における光信号端末回線伝送機能(以下「シングルスター方式」という。)及び光信号主端末回線伝送機能(以下「シェアドアクセス方式」という。)に係る平成26年度以降の接続料は、以下のとおりである。

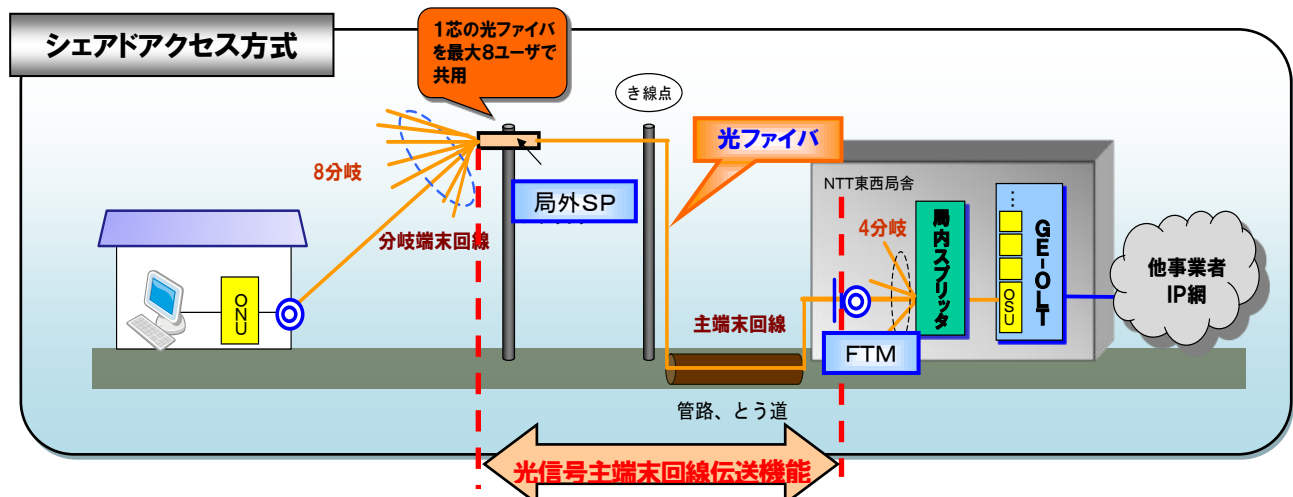
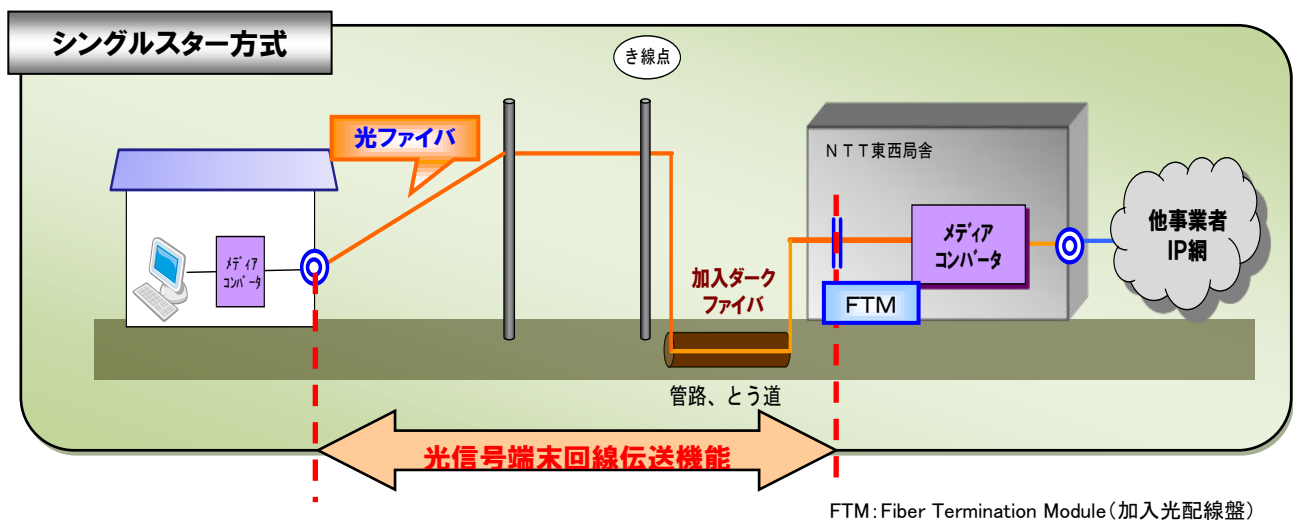
(タイプ1-1)^{※3}

	NTT 東日本				NTT 西日本			
	改定案			現行 接続料 ^{※2}	改定案			現行 接続料 ^{※2}
	26年度	27年度	28年度		26年度	27年度	28年度	
シングルスター方式 ^{※1}	3,159円 (▲44円)	3,115円 (▲44円)	3,072円 (▲43円)	3,203円	3,206円 (▲14円)	3,192円 (▲14円)	3,178円 (▲14円)	3,220円
シェアドアクセス方式 ^{※1}	2,809円 (▲26円)	2,783円 (▲26円)	2,756円 (▲27円)	2,835円	2,847円 (▲35円)	2,812円 (▲35円)	2,777円 (▲35円)	2,882円

※1 ()内の数字は、前年度接続料に対する減少額。

※2 現行接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成25年度のもの。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。



2. 加入光ファイバ接続料の算定

【算定方法の概要】

本件申請において、加入光ファイバ接続料(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式)は、①光ファイバ、②FTM(加入光配線盤)、③加算料の3つの要素から構成され、

(1)上記①から③までのそれぞれについて需要と費用の予測値等から1芯当たりの単価を算定し、これらを合計した額

に、現行接続料認可の際に特例的に認められている

(2)平成24年度及び平成25年度に生じた(生じる見込みの)乖離額の調整(NTT東日本における災害特別損失の接続料原価への算入を含む)

を行い、最後に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。)を踏まえ

(3)メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を講じた上で、接続料を設定している。

(1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価並びに加算料の算定の考え方

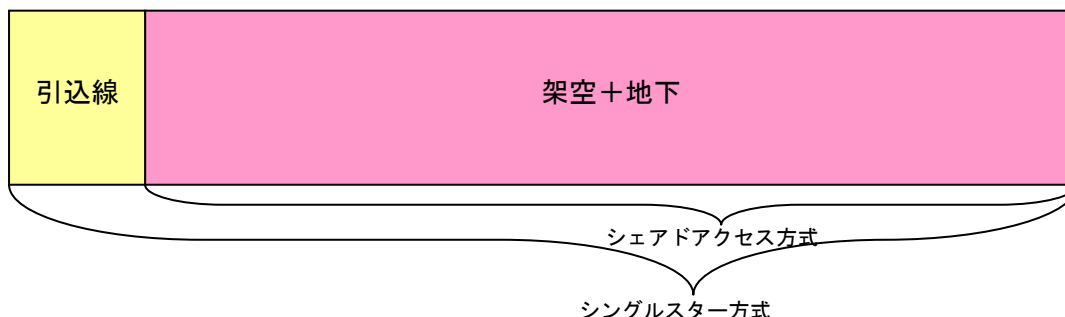
1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定の考え方

光ファイバの1芯当たり単価は、シングルスター方式とシェアドアクセス方式でそれぞれ以下の考え方により算定している。

・シングルスター方式の単価は、NTT東西の局舎から利用者宅までの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

・シェアドアクセス方式の単価は、NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

(参考) 光ファイバの単価算定に用いるコスト



また、FTMの1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、FTMに係るコストをFTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定している。

ア. 需要予測

需要については、①フレッツ光需要、②ダークファイバ需要、③専用線等需要、の3種類に分け

て予測を立てた上で、それぞれの需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行っており、それぞれの考え方は次のとおり。

①フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成25年度事業計画と同数の毎年度50万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

一方、フレッツ光・マンションタイプ(シングルスター方式に相当)については、新たにNTT東西の光ファイバを引込むマンションの棟数を予測し、その規模等に応じて8、16、32ユーザまでごとに1芯を使用するものとして必要な光ファイバ芯線数を算出している。

■フレッツ光年度末契約数

(単位:万契約)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT 東日本	年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
	純増数	40	50	50	50	50
NTT 西日本	年度末契約数	755	805	855	905	955
	純増数	34	50	50	50	50

②ダークファイバ

シングルスター方式については、Wi-Fi や LTE の普及拡大に伴う需要の増加が今後更に拡大するものと想定して年度ごとの芯線数を予測している。

(参考) シングルスター方式における芯線数予測のイメージ (N年度以降を予測する場合)

	N-3年度	N-2年度	N-1年度	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度
芯線数	52	60	80	100	127	161	202
純増数	6	8	20	20	27	34	41

※ N年度の芯線数の純増数を過去3年間の最大の純増数(N-1年度の対前年純増数(上記イメージでは20))とし、N+1年度以降は、N年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均値(上記イメージでは7)を加えた芯線数が増加するものと予測している。

また、シェアアクセス方式については、FTTHサービス市場の成長は鈍化しているものの、新規参入事業者や既存事業者のエリア拡大の動向を踏まえ、今後もこれまでと同様に需要が拡大するものと想定して算出している。

■既存参入事業者の利用分

平成26年度から平成28年度までの間、平成25年度上期実績純増数の2倍ずつ純増していくものとし、これに加えて、当該事業者のエリア拡大が具体的に予定されているものについては、当該エリア拡大の計画値を踏まえて芯線数を算出している。

■新規参入事業者の利用分

平成25年度における分岐端末回線の利用申込数を平成26年度から平成28年度まで用い、既存事業者の過去のエリア拡大時の契約数等を踏まえて芯線数を算出している。

③専用線等

平成26年度以降の芯線数は、平成24年度の対前年減少率（NTT東日本：▲4.8%、NTT西日本：▲7.4%）と同じだけ芯線数が減少するものと予想している。

■光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定に用いる需要（総芯線数）（単位：千芯）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
NTT 東日本	①フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780	
	②ダークファイバ	504	651	769	889	1,018	
		シングルスター方式	391	443	498	561	630
		シェアアクセス方式	113	208	271	328	388
	③専用線等	140 (142)	133 (135)	127 (129)	121 (123)	115 (117)	
	合計	3,135 (3,137)	3,405 (3,407)	3,590 (3,592)	3,746 (3,748)	3,913 (3,915)	
NTT 西日本	① フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653	
	②ダークファイバ	376	473	558	653	746	
		シングルスター方式	311	354	398	446	496
		シェアアクセス方式	65	119	160	207	250
	③専用線等	102 (104)	94 (96)	87 (89)	81 (83)	75 (77)	
	合計	2,654 (2,656)	2,895 (2,897)	3,119 (3,121)	3,301 (3,303)	3,474 (3,476)	

※（ ）内は、FTM分の接続料算定に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

イ. 光ファイバ及びFTMの設備コストの予測

本件申請における光ファイバ及びFTMのコストは、平成24年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成28年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で算定したものである。

また、光ファイバのコストのうち、シェアアクセス方式に係るものについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線以外の部分を算定したものである。

なお、光ファイバのコストの算定に用いる耐用年数は、現行接続料算定と同様、架空光ケーブルで15年、地下光ケーブルで21年となっている。

■光ファイバの設備コスト（シングルスター方式）（単位：百万円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価 _{※1} _{※2}	126,281	132,706	134,129	133,708	133,916

NTT西日本	接続料原価※1 ※2	113,136	119,559	121,545	122,394	123,570
--------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■光ファイバの設備コスト(シェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※1 ※2	108,827	114,442	115,888	115,700	116,193
NTT西日本	接続料原価※1 ※2	97,019	102,439	103,843	104,337	105,268

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■FTMの設備コスト(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※	4,554	4,014	3,571	3,229	2,992
NTT西日本	接続料原価※	3,188	3,235	3,054	2,779	2,567

※ 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

(参考1)算定の前提としたエリアカバー率※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東西計	93.1%	94.8%	95.4%	96.2%	96.7%

※ エリアカバー率は、全加入電話契約数に対するフレッツ光エリア内の加入電話契約数の比率に基づき推計。

(参考2)予測期間における利用芯線の割合※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	51.9%	54.5%	56.2%	58.1%	60.1%
NTT西日本	53.1%	55.2%	56.2%	57.5%	58.6%

※NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。

(参考3)予測期間における1芯当たり契約数※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	3.5契約	3.6契約	3.8契約	4.0契約	4.1契約
NTT西日本	3.0契約	3.0契約	3.1契約	3.3契約	3.4契約

※フレッツ光ファミリータイプ(シェアドアクセス方式)に係るもの。

2)施設設置負担加算料の算定

NTT東西のサービスには、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル等)と、支払わないサービス(フレッツ光等)とがあり、施設設置負担金を一括して支

払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算されている。

加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

また、シェアドアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料(東:158円(平成26年度)又は156円(平成27年度及び平成28年度)、西:152円)に、シングルスター方式の接続料原価(光ファイバ分)に占めるシェアドアクセス方式の接続料原価(光ファイバ分)の年度ごとの割合を乗じて算定している。

■シングルスター方式における施設設置負担加算料^{※1}

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000 円	51,000 円
②平均償却年数 ^{※2}	17.4 年	17.5 年
③減価償却費(①/②)	2,931 円	2,914 円
④自己資本費用等 ^{※3}	846 円	738 円
⑤施設設置負担加算料(芯線・月)((③+④)/12/2)	158 円	152 円

※1 数値は平成26年度における乖離額調整前のもの。

※2 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)。

※3 自己資本費用、他人資本費用、利益対応税の合計値。

3)1芯当たり単価

上記1)及び2)を踏まえた光ファイバ等の1芯当たり単価は以下のとおりである。

■シングルスター方式における1芯当たり単価^{※1}

	平成25年度 ^{※2}	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本				
1芯当たり単価	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
NTT西日本				
1芯当たり単価	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円

※1 シェアドアクセス方式における1芯当たり単価は13頁参照。

※2 平成25年度の数値は、現行接続料算定(平成23年認可申請)の際の予測値。

(2)現行接続料算定期間において生じた乖離額の調整

接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への

算入は原則として認められていない。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、特例的に乖離額調整を行うこととされている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入するものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものである。

本件申請においては、平成24年度実績に基づく乖離額を平成26年度接続料において、平成25年度見込みに基づく乖離額を平成27年度接続料においてそれぞれ調整を行うこととしている。

また、NTT東日本については、平成24年度に計上された特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持管理・運営に係るものについて、接続料原価に算入（乖離額調整の際に用いる平成24年度の実績費用に算入）している。

なお、光信号主端末回線伝送機能（シェアドアクセス方式）では、光信号端末回線伝送機能（シングルスター方式）で算定した乖離額のうち、主回線部分、FTM 及び施設設置負担加算料に係る乖離額を加算することとしている。

■平成26年度接続料及び平成27年度接続料で調整を行う乖離額

		26年度調整分 (24年度実績乖離額)		27年度調整分 (25年度予測乖離額)		総額
		シングルスター方式	シェアドアクセス方式	シングルスター方式	シェアドアクセス方式	
NTT 東日本	乖離額	7.49 億円	8.24 億円	20.81 億円	23.52 億円	60.06 億円
	1 芯当たり乖離額	40 円	34 円	108 円	92 円	
	うち災害特別 損失影響額	30 円	26 円	—	—	
NTT 西日本	乖離額	▲0.87 億円	▲1.58 億円	29.67 億円	47.87 億円	75.09 億円
	1 芯当たり乖離額	▲7 円	▲7 円	213 円	186 円	

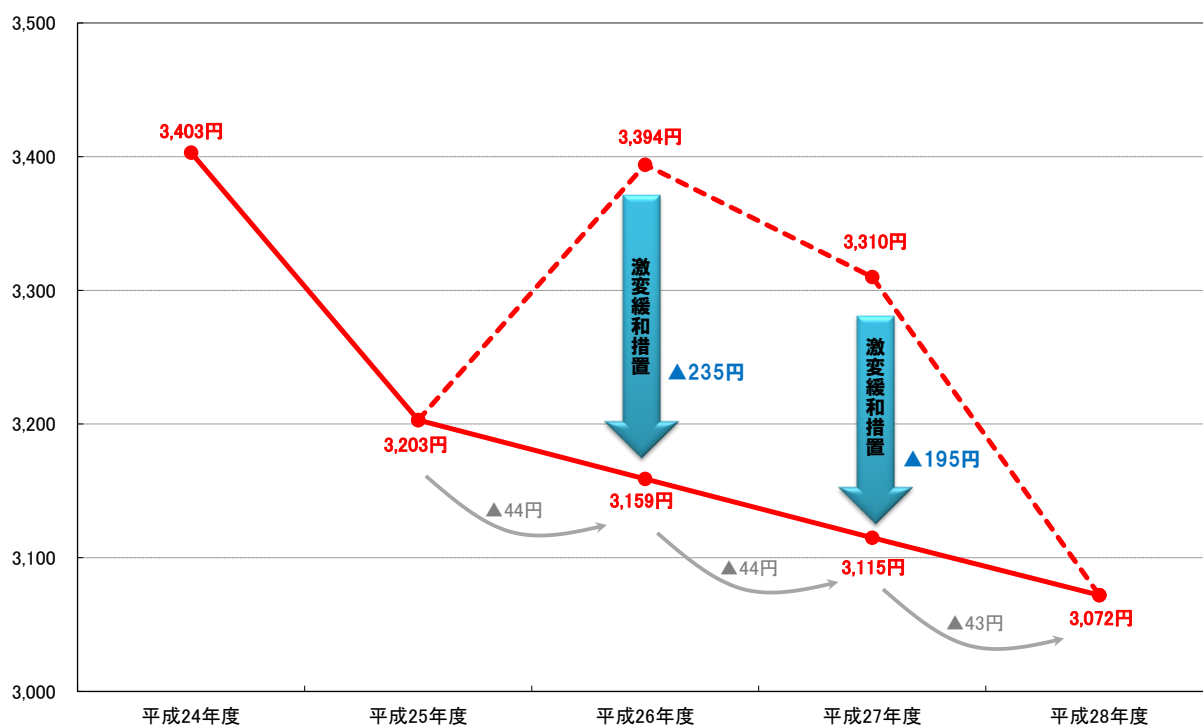
(3)メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

メタル検討会報告書を受け、NTT東西は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。本件申請においては、上記配賦方法見直し後の費用を基に年度ごとの加入光ファイバ接続料が算定されている。

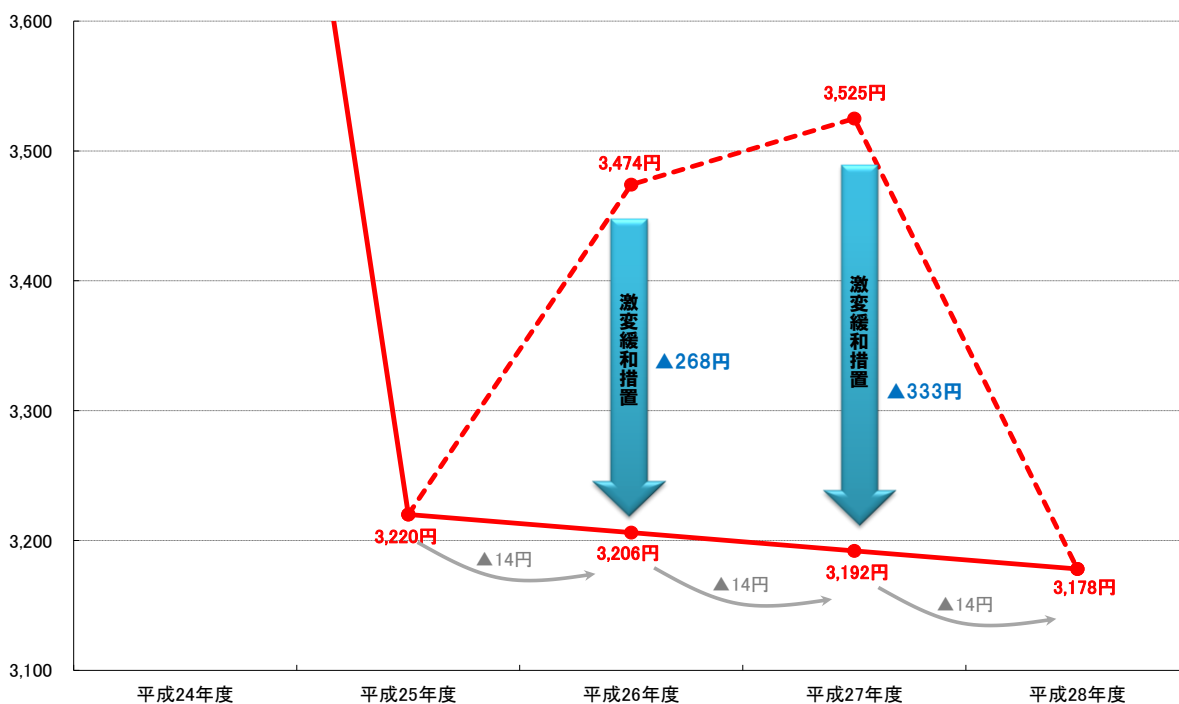
また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言されている。

本件申請においては、この提言を踏まえ、平成25年度の適用接続料と、上記1)及び2)により算出された平成28年度の接続料単金を基にして、平成26年度から平成28年度までの間、接続料が毎年度ほぼ同額ずつ低廉化するよう、平成26年度と平成27年度の接続料について激変緩和措置が講じられている。

■NTT東日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



■NTT西日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



※NTT西日本の平成24年度接続料は4,357円

(4) 接続料の算定

上記(1)から(3)までを踏まえ、シングルスター方式及びシェアアクセス方式の接続料は以下のとおり算定されている。

■シングルスター方式の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

	平成25年度 ^{※3}	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本				
1芯当たり単価 ^{※4}	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
乖離額 ^{※5}	▲177 円	+40 円	+108 円	±0 円
うち災害特別損失	+31 円	+30 円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,203 円 (▲200 円)	3,394 円 (+191 円)	3,310 円 (▲84 円)	3,072 円 (▲238 円)
激変緩和措置	—	▲235 円	▲195 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,203 円 (▲5.9%)	3,159 円 (▲1.4%)	3,115 円 (▲1.4%)	3,072 円 (▲1.4%)
前年度からの増減額	▲200 円	▲44 円	▲44 円	▲43 円
NTT西日本				
1芯当たり単価 ^{※4}	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円
乖離額 ^{※5}	▲206 円	▲7 円	+213 円	±0 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,220 円 (▲1,137 円)	3,474 円 (+254 円)	3,525 円 (+51 円)	3,178 円 (▲347 円)
激変緩和措置	—	▲268 円	▲333 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,220 円 (▲26.1%)	3,206 円 (▲0.4%)	3,192 円 (▲0.4%)	3,178 円 (▲0.4%)
前年度からの増減額	▲1,137 円	▲14 円	▲14 円	▲14 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:61 円、西:65 円(H26 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25 年度の数值は、現行接続料算定(H23 年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 H26 年度接続料で調整される乖離額は H24 年度実績値に基づくもの。H27 年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28 年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため 0 円として算定(H28 年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 [※])	2,985 円	2,753 円	2,524 円	2,326 円
	配賦見直し影響額	+395 円	+601 円	+678 円	+746 円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 [※])	3,185 円	2,888 円	2,629 円	2,410 円
	配賦見直し影響額	241 円	+593 円	+683 円	+768 円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。

■シェアドアクセス方式の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

	平成25年度 ^{※3}	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本				
1芯当たり単価 ^{※4}	2,990円	2,991円	2,863円	2,756円
光ファイバ(主回線部分)	2,626円	2,690円	2,574円	2,475円
FTM	117円	83円	72円	64円
施設設置負担加算料	144円	136円	135円	135円
局外スプリッタ ^{※5}	103円	82円	82円	82円
乖離額 ^{※6}	▲155円	+34円	+92円	±0円
うち災害特別損失	+27円	+26円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,835円 (▲178円)	3,025円 (+190円)	2,955円 (▲70円)	2,756円 (▲199円)
激変緩和措置	—	▲216円	▲172円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	2,835円 (▲5.9%)	2,809円 (▲0.9%)	2,783円 (▲0.9%)	2,756円 (▲1.0%)
前年度からの増減額	▲178円	▲26円	▲26円	▲27円
NTT西日本				
1芯当たり単価 ^{※4}	3,061円	3,047円	2,895円	2,777円
光ファイバ(主回線部分)	2,733円	2,774円	2,634円	2,525円
FTM	94円	82円	70円	62円
施設設置負担加算料	141円	130円	130円	129円
局外スプリッタ ^{※5}	93円	61円	61円	61円
乖離額 ^{※6}	▲179円	▲7円	+186円	±0円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,882円 (▲964円)	3,040円 (+158円)	3,081円 (+41円)	2,777円 (▲304円)
激変緩和措置	—	▲193円	▲269円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	2,882円 (▲25.1%)	2,847円 (▲1.2%)	2,812円 (▲1.2%)	2,777円 (▲1.2%)
前年度からの増減額	▲964円	▲35円	▲35円	▲35円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほか、分岐端末回線ごとに回線管理運営費(東:61円、西:65円(H26年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25年度の数値は、現行接続料算定(H23年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 局外スプリッタは、実績原価方式で算定(H26年度以降の数値は、現在申請中のH26年度接続料)。

※6 H26年度接続料で調整される乖離額はH24年度実績値に基づくもの。H27年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため0円として算定(H28年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 [※])	2,629円	2,410円	2,215円	2,050円
	配賦見直し影響額	+361円	+581円	+648円	+706円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 [※])	2,775円	2,488円	2,266円	2,081円
	配賦見直し影響額	+286円	+559円	+629円	+696円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。

3. シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)

本件申請では、現在設定されている平成25年度適用開始分のエントリーメニューに係る接続料が、情報通信審議会・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、平成26年度適用開始分のものに変更するものである。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線(以下「通常メニュー」という。)に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]現行メニュー (H25年度適用開始分)	
			NTT東日本	NTT西日本
H26年4月1日から H27年3月31日まで に適用する料金 ^{※1} (接続開始日から1年未満の場合)	2,317円 ◀▲39円 ^{※2}	2,349円 ◀▲29円 ^{※2}	2,356円	2,378円
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 ^{※3})	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 ^{※3})	H26年度の通常メニュー の接続料と同額	
H28年4月1日以降 に適用する料金 ^{※4} (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H28年度の通常メニューの 接続料 ^{※3} + 503円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の通常メニューの 接続料 ^{※3} + 511円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H27年度の 通常メニ ューの接 続料 + 491円(1年 目の低減 額及び低 減額に係 る利息)	H27年度の 通常メニ ューの接 続料 + 518円(1年 目の低減 額及び低 減額に係 る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 現行メニューに係る接続料からの低減額。

※3 H27年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

4. 本件申請接続料の算定期間(平成26年度～28年度)において生じる乖離額の調整

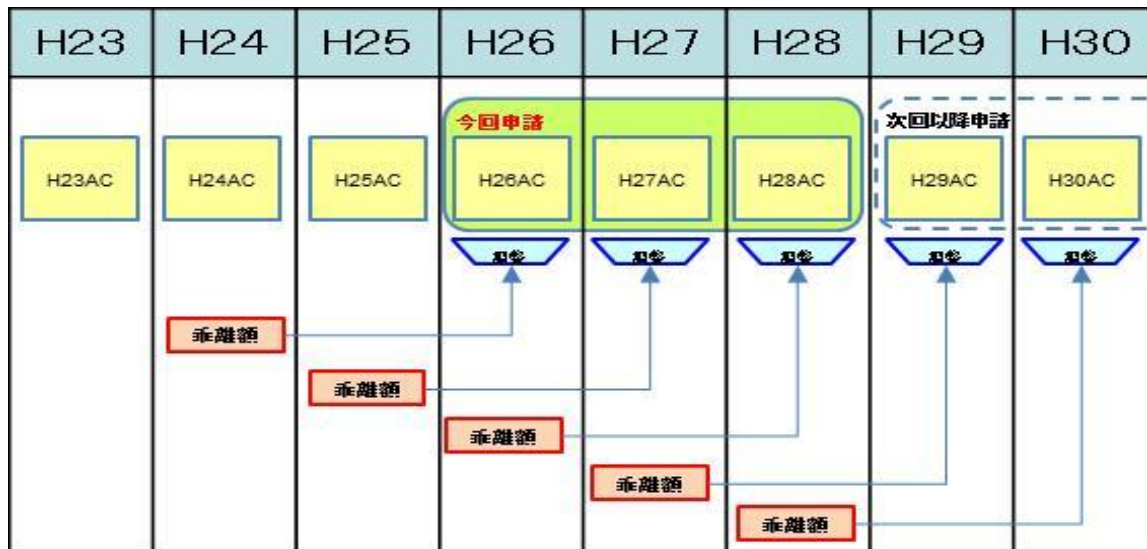
(1)概要

本件申請では、現行接続料の算定期間同様、平成26年度から平成28年度までの各年度における費用の実績値と収入の実績値の差額について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする乖離額調整の仕組みが以下のとおり盛り込まれている。

■調整するタイミング

平成26年度以降、毎年接続料収支の実績値が判明する度に、速やかに調整を行う。具体的には、平成26年度分の接続料収支が平成27年度中に判明した場合、その都度速やか（平成27年度中に、平成26年度分の差額を平成28年度接続料に反映させるための調整（補正申請）を行うこととなる。

（イメージ）



※平成25年度分の乖離額は一部予測値であるため、接続料収支の実績値が出た後にその差額を平成27年度接続料で調整。

※乖離額の調整により、接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、乖離額を複数の算定期間に分けて調整が行われる。

■調整する額

接続料収入の実績値と接続料原価の実績値の差額。

（2）現行接続料規則における位置づけ

現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は 0 と規定（同規則第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

しかし、現行接続料においては、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日付け情郵審第32号）において、当該接続料算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

NTT東西は、本件申請と併せ、将来原価方式においても乖離額の調整を行う目的で、接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請を行っている。

上記許可申請は、将来原価方式が、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・

需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、IP ブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること、更に、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等から、本件申請接続料の算定期間(平成26年度から平成28年度まで)において生じる乖離額を、事後的に調整するために行われたものである。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	—	該当事項なし。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、配賦方法の見直しに伴う激変緩和措置、本件申請接続料の算定期間において生じる乖離額の調整及び災害特別損失の扱いについては別記のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 配賦方法見直しに伴う激変緩和措置の扱いについて

本件申請では、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書（平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。）を受けた施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の上昇を緩和するための激変緩和措置が講じられている。当該措置は、加入光ファイバ接続料の原価の一部を控除するものであり、機能ごとに接続料の原価を定めることとする接続料規則第8条第1項の例外として同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

メタル検討会報告書では、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の緩和措置を講ずることが提言されている。

配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料への影響の緩和措置（以下「激変緩和措置」という。）については、以下の観点から検討した結果、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

(1) 激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か

メタル検討会報告書を踏まえた激変緩和措置は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しの影響緩和する目的で実施されるものであるから、配賦方法の見直しの影響額を超えない範囲内で実施することが求められる。

この点について、NTT東西が試算した、配賦方法の見直しに伴う1芯当たりの影響額及び1芯当たりの激変緩和措置は下表のとおりであり、平成26年度接続料及び平成27年度接続料における激変緩和措置はいずれも配賦方法の見直しに伴う影響額の範囲内にとどまるものと認められる。

(シングルスター方式)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT 東日本	配賦見直し影響額	+601円	+678円	+746円
	激変緩和措置	▲235円	▲195円	—
NTT 西日本	配賦見直し影響額	+593円	+683円	+768円
	激変緩和措置	▲268円	▲333円	—

(シェアドアクセス方式)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT 東日本	配賦見直し影響額	+581円	+648円	+706円
	激変緩和措置	▲216円	▲172円	—
NTT 西日本	配賦見直し影響額	+559円	+629円	+696円
	激変緩和措置	▲193円	▲269円	—

(2) 平成26年度から平成28年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か

本件申請における激変緩和措置は、平成26年度から平成28年度までの接続料を毎年度同額程度低廉化させるものとなっている。

上記措置により、加入光ファイバ接続料の低廉化が引き続き図られ、F T T H市場における競争環境の活性化が期待できることから、上記措置はF T T Hサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請にも合致する妥当なものであると認められる。

(3) 平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否か

メタル検討会報告書では、平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料について、その水準が前年度よりも上昇する場合に激変緩和措置をとることが適当とされている。

この点については、平成26年度についても、平成27年度についても、シングルスター方式及びシェアドアクセス方式に係る接続料は、N T T東西ともに、前年度の接続料を上回っているものと認められる。

(シングルスター方式)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
N T T 東日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,394 円	3,310 円	
	適用接続料	3,203 円	3,159 円	3,115 円	3,072 円
	差額※		+191 円	+151 円	
N T T 西日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,474 円	3,525 円	
	適用接続料	3,220 円	3,206 円	3,192 円	3,178 円
	差額※		+254 円	+319 円	

※前年度の適用接続料と、当年度の激変緩和措置を講じない場合の接続料との差額

(シェアドアクセス方式)

		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
N T T 東日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,025 円	2,955 円	
	適用接続料	2,835 円	2,809 円	2,783 円	2,756 円
	差額※		+190 円	+146 円	
N T T 西日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,040 円	3,081 円	
	適用接続料	2,882 円	2,847 円	2,812 円	2,777 円
	差額※		+158 円	+234 円	

※前年度の適用接続料と、当年度の激変緩和措置を講じない場合の接続料との差額

2. 本件申請接続料の算定期間（平成26年度～28年度）において生じる乖離額の調整について

現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定（同規則第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

しかし、現行接続料においては、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日付け情郵審第32号）において、当該接続料算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

NTT東西は、本件申請と併せ、将来原価方式においても乖離額の調整を行う目的で、接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請を行っている。

上記許可申請は、将来原価方式が、一定の予測に基づく算定方法であり、実際の実績原価・需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、IPブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること、更に、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等から、本件申請接続料の算定期間（平成26年度から平成28年度まで）において生じる乖離額を、事後的に調整するために行われたものである。

こうした措置については、以下の観点から検討した結果、今回の接続料算定期間に限り、特例的に認めることが適当である。

（1）NTT東西利用分の需要予測

NTT東西利用分の需要予測について、本件申請において用いられているフレッツ光の契約数の予測は下表のとおりであり、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要見積りが行われているものと評価できる。

■フレッツ光契約数の需要予測（万契約）

			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT 東 日 本	予測 ※1	年度末契約数	1,003	1,128	1,253	1,075	1,125	1,175
		純増数	125	125	125	50	50	50
	実績	年度末契約数	935	975	※2(999)			
		純増数	84	40	※2(24)			
NTT 西 日 本	予測 ※1	年度末契約数	742	827	912	855	905	955
		純増数	85	85	85	50	50	50
	実績	年度末契約数	721	755	※2(769)			
		純増数	66	34	※2(14)			

※1 平成23年度から平成25年度までの予測値は、現行接続料算定時のもの。

※2 平成25年度の()内の数値は、9月末時点のもの。

(2) 他事業者利用分の需要予測

他事業者利用分の需要予測については、シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、シェアドアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んでいるものと評価できる。

■ダークファイバに関する需要予測の考え方^{※1}

	現行接続料算定時の考え方	純増数 ^{※2} (H25-28)	本件申請における算定の考え方	純増数 (H25-28)
シングルスター方式	過去3年間の純増数の平均値を毎年の純増数として芯線数を算出。	(NTT 東) 17.2 万芯 (NTT 西) 16 万芯	①H25年度の芯線数の純増数： 過去3年間の最大の純増数(平成24年度の対前年純増数)として算出。 ②H26年度以降の芯線数の純増数： 前年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均値を加えた芯線数が増加するものと予測。	(NTT 東) 25 万芯 (NTT 西) 19 万芯
シェアドアクセス方式	各年度のNTT東西の芯線数に、NTT東西の芯線数に占める接続事業者の芯線数の割合を踏まえた比率を乗じて算出。	(NTT 東) 22.6 万芯 (NTT 西) 1.6 万芯	①既存参入事業者の利用分： H26年度からH28年度までの間、H25年度上期実績純増数の2倍ずつ純増していくものとし、これに加えて、当該事業者のエリア拡大が具体的に予定されているものについては、当該エリア拡大の計画値を踏まえて芯線数を算出。 ②新規参入事業者の利用分： H25年度における分岐端末回線の利用申込数を平成26年度から平成28年度まで用い、既存事業者の過去のエリア拡大時の契約数等を踏まえて芯線数を算出。	(NTT 東) 24.5 万芯 (NTT 西) 17.0 万芯

※1 フレッツ光については、現行接続料算定時の需要の算定の考え方と本件申請における考え方に相違はない。

※2 上記「現行接続料算定時の考え方」における純増数は、現行接続料算定時における考え方に基づき、平成25年度から平成28年度までの芯線純増数を算出した場合の数値。

■ 芯線純増数に占めるNTT東西と他事業者の割合

			23年度※1	24年度※1	25年度※1	26年度※2	27年度	28年度
NTT 東 日 本	自社	芯線純増数	217千芯	187千芯	138千芯	68千芯	36千芯	38千芯
		総芯線純増数に占める割合	81%	79%	73%	37%	23%	23%
	他社	芯線純増数	50千芯	51千芯	50千芯	118千芯	120千芯	129千芯
		総芯線純増数に占める割合	19%	21%	27%	63%	77%	77%
NTT 西 日 本	自社	芯線純増数	201千芯	102千芯	98千芯	138千芯	88千芯	80千芯
		総芯線純増数に占める割合	85%	74%	73%	62%	48%	46%
	他社	芯線純増数	36千芯	36千芯	36千芯	85千芯	95千芯	93千芯
		総芯線純増数に占める割合	15%	26%	27%	38%	52%	54%

※1 平成23年度から平成25年度までの数値は、現行接続料算定（平成23年認可申請）の際の予測値。

※2 平成26年度の数値は、本件申請における平成25年度の予測値と平成26年度の予測値との比較。

上記（1）及び（2）のとおり、NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、単にこれまでの利用状況や市場動向を踏まえるだけでなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測し、ダークファイバの需要を含め、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。

（3） 他事業者の予見性の確保等

① 他事業者の予見性の確保

本件申請における乖離額調整の時期は、現在の接続料算定期間と同様、平成26年度以降に乖離が生じた場合には各年度分について速やかに調整を行うこととされており、接続事業者の予見可能性を一定程度確保しているものと認められる。

② 急激な変動を回避するための措置について

本件申請における乖離額調整の方法は、現行接続料算定期間と同様、毎年度の乖離額を速やかに調整することとされているため、前接続料算定期間（平成20年度から平成22年度まで）における接続料のように複数年分の乖離額が積み上がる懸念はない。また、現行算定方法と同様、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、複数算定期間に分けて接続料原価に加えるなど、激変緩和措置も講じることとされている。

3. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、平成24年度に計上された東日本大震災

に起因する災害特別損失（※１）のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの（※２）を平成２６年度に適用される接続料原価の算定に必要となる平成２４年度における実績費用に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第３条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

こうした措置については、平成２４年度接続料及び平成２５年度接続料に係る補正申請においても同様の許可申請が併せ行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可した経緯がある。

以上を踏まえ、接続料の算定に当たり、平成２４年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものを、平成２６年度に適用される接続料原価の算定に必要となる平成２４年度における実績費用に算入する措置については、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

※１ NTT東日本が平成２４年度に計上した東日本大震災に起因する災害特別損失は合計で７８億円。

※２ このうち、第一種指定設備管理部門の費用として計上された災害特別損失は合計で６５億円。

接続約款変更認可申請書



東相制第 13-0105 号
平成 26 年 1 月 21 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつばんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

- 料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯式 のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①欄に 規定する料金額	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額	

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	1回線 ごとに	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
					② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)①C欄 に規定する料金額	
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	1回線 ごとに	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額					
③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	第6欄ア(7)②C欄 に規定する料金額					

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額	
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,082円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,082円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	1回線ごとに	6,264円	
(4) ~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,998円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	5,832円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,998円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,906円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	5,832円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,178円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,083円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,007円
(4) ~ (4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,211円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,211円</u>		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>4,388円</u>	_____
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	<u>4,388円</u>		

(6) 末端回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号末端回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円	

(6) 末端回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号末端回線(光局外スリッパを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
					B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円
					C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円
			③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,003円	
			(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円
					B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円	
		③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,835円		

			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円	
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,999円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,953円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円	
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,089円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,042円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,003円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,809円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,783円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,756円		

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,835円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	2,916円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,809円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,783円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,756円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,889円	
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,862円	
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,834円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,545円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,261円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,937円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,613円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,289円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,965円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,641円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,265円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,941円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,617円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,293円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,969円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,645円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,321円</u>		

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>6,299円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,609円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,449円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,289円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,129円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,969円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,809円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,649円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,489円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,399円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,239円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,079円</u>
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,919円</u>
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,759円</u>		

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			(4) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額を加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円 接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。	
			(4) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(7)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。	

			<u>(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	---

			<u>(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	---	---

イ 保守の 区別が タイプ 1-2の もの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(イ)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。
	(ウ) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成27年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(イ)欄に規定す る料金額に、491円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる491円 のうち、479円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2の もの	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,317円	接続開始日から、 1年未満の場合に適 用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未満の 場合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)①欄に規 定する料金額に、 600円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる600円 のうち、585円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未満の 場合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)②欄に規 定する料金額に、 491円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる491円 のうち、479円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
	(ウ) 平成28 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(イ)③欄に規 定する料金額に、 503円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる503円 のうち、492円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,423円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(ウ)欄に規定 する料金額に、617 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとなります。

	ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,383円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		(イ) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)①欄に規 定する料金額に、 617円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる617円 のうち、601円に のみ消費税相当 額を加算するも のとなります。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1第 6欄イ(ウ)②欄に規 定する料金額に、 505円を加算した料 金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる505円 のうち、493円に のみ消費税相当 額を加算するも のとなります。
			1回線 ごとに		

			<u>(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	--	---

			<u>(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	<u>1回線ごとに</u>	<u>2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額</u>	<u>接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、506円にのみ消費税相当額を加算するものとします。</u>
--	--	--	-------------------------------	---------------	---	---

2-1-1-2 加算料

			月額	
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの 1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの 1回線ごとに	162円	
	ウ 2芯式のもの	1回線ごとに	324円	

2-1-1-2 加算料

			月額		
区分	単位	料金額	備考		
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(略)	(略)		
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	160円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	162円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	156円
ウ 2芯式のもの		① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	320円	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	324円	
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	312円	

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	71円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	71円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	269円	73円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	73円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	71円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	71円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	73円

(2) 2-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の 区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			② 保守の 区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	275円	72円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	283円	74円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	272円	72円
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	280円	74円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,835円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,835円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	1光信号主端末回線ごとに	2,916円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,809円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,783円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,756円
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,809円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,783円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,756円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,889円
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,862円
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,834円

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

				月額		
区 分		単 位	料金額	備 考		
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		

	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,317円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、503円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる503円のうち、492円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		(4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,383円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、506円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	--	--

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.31%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合	接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額
(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合	終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.14%の割合で計算し、複利計算を行うものとし、以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して1年が経過した日から2年が経過する日までに、接続を終了した場合	接続を開始した日から12ヶ月間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額
(3) 接続事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して2年が経過した日から3年が経過する日までに接続を終了した場合	終了日から、接続を開始して3年が経過する日までの期間に対応する低減額に、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息を加算した額

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄才欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るものうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	1回線ごと	12,529円	—

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	1回線ごと	648円	—

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄才欄及び2-1-1-2第1欄工欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るものうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分			単位	料金額	月額備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	12,356円
			イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	12,166円
			ウ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	12,014円

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	640円
		イ 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	648円

		ウ 平成28年4月 1日以降に適用 する料金	1回線ご とに	624円	
--	--	------------------------------	------------	------	--

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成26年4月1日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第8条第2項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能2-1-1-1第9欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成25年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る平成25年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成25年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成27年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成26年4月1日から平成29年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 5 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

網使用料算定根拠

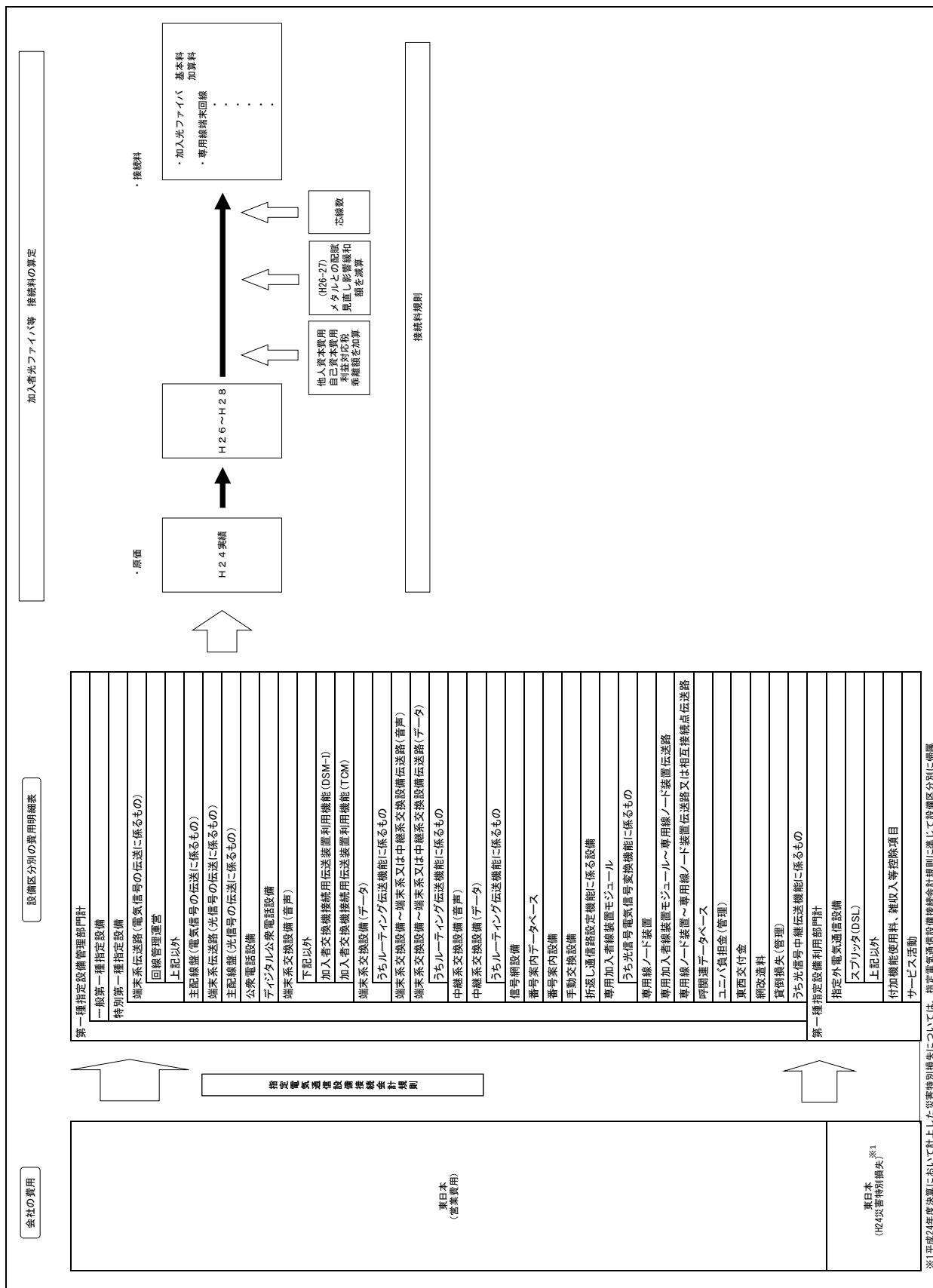
加入者光ファイバ

<東日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	20
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	21
V. 資本構成比率の算定	22
VI. 他人資本利子率の算定	23
VII. 自己資本利益率の算定	24
VIII. 利益対応税率の算定	25
IX. 料金設定に使用した回線数	27
X. 料金設定に使用した保守換算係数	30
X I. 料金設定に使用した貸倒率	32
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	33
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	34
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	35
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	36
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	37
2. 設備区分別固定資産明細表	40
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	42
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	43
(別添)	
1. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	44
2. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（主配線盤）	49
3. 光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	53

I. 算定手順



↑

指定電気通信設備接続料控則

↑

東日本
(営業費用)

東日本
(H24営業特別損失)^{※1}

東日本
(営業費用)

※1 平成24年度決算において計上した営業特別損失については、指定電気通信設備接続料控則に準じて設備区分別に帰属

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 1芯あたりコスト

・光信号端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門						指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送線(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤			付加機能使用料、稼働入控除項目			①+③		
	① 右記 以外	② 分岐引込線	局外スプ リッタ	(光信号の伝送に係るもの)			③ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	左記以外				
①指定設備管理運営費	134,650	104,145	28,713	1,793	3,954	3,932			248,084	4,720	243,364	108,865
②他人資本費用	2,530	2,490	4	36	65	65	81	1	81	2,490	2,490	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	13,539	13,322	24	193	347	347	434	3	431	13,325	13,324	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,200	8,068	15	117	210	210	263	2	261	8,070	8,069	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	158,919	128,025	28,756	2,139	4,576	4,554	248,862	4,726	244,137	132,750	132,130	①+②+③+④
⑥正味固定資産	717,224	706,958	0	10,266	18,392	18,392	0	0	0	706,958	706,958	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,076	1,060	0	15	28	28	0	0	0	1,060	1,060	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,527	6,433	0	93	167	167	0	0	0	6,433	6,433	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,098	4,754	1,277	68	161	158	23,453	161	23,291	4,916	4,838	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑪減価償却費+⑫固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,925	719,205	1,277	10,442	18,748	18,745	23,453	161	23,291	719,367	719,289	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	35,201	34,637	62	503	903	903	1,129	8	1,122	34,645	34,641	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,613	14,524	1,998	91	284	284	7,186	0	7,186	14,524	14,524	
⑬減価償却費	67,388	50,129	16,122	1,136	2,356	2,356	51,541	1,700	49,841	51,829	51,829	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,863	1,457	381	24	26	26	1,737	1,730	7	3,187	3,187	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	17.4	17.4	17.4	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	2,931	2,931	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	88	88	88	88	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	472	472	472	472	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	286	286	258	258	(⑤自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,777	3,777	3,749	3,749	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	315	315	312	312	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	158	158	156	156	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	3,085	3,548	3,705	3,874	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より/平成26~28年は(別添1)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	5,849	6,727	6,936	7,252	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	25,500	25,500	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,228	1,228	1,228	1,228	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	132,130	140,856	140,644	141,168	(1)の⑤(①+③)(タイプ1-2.2にに係る営業時間外追加コスト以外) / 平成26~28年は(別添1)より
②加算料相当コスト(百万円)	5,849	6,727	6,936	7,252	Aの⑪ / 平成26~28年は(別添1)より
③芯線数(千芯)	3,135	3,590	3,746	3,913	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添1)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,357	3,113	2,974	2,852	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	4,554	3,571	3,229	2,992	(1)の⑤(主配線盤(タイプ1-2.2にに係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	3,137	3,592	3,748	3,915	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	121	83	72	64	①÷②÷12ヶ月

c. 合計

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	3,478	3,196	3,046	2,916	aの④+bの③

ii 加算料

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	158	158	156	156	Aの⑨

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					備考
	右記以外	ﾀｲﾌﾟ1-2.2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外		引込額	海外スプリック	
①指定設備管理運営費	134,650	90,543	90,004	42,315	1,793	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,530	2,487	2,487	7	36	⑩レートのベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	13,539	13,311	13,310	35	193	⑩レートのベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,200	8,062	8,061	21	117	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	158,919	114,403	113,862	42,378	2,139	①+②+③+④
⑥正味固定資産	717,224	706,958	706,958	0	10,266	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,076	1,060	1,060	0	15	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,527	6,433	6,433	0	93	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,098	4,150	4,082	1,881	68	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートのベース	730,925	718,601	718,533	1,881	10,442	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	35,201	34,608	34,605	91	503	⑩レートのベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,613	13,577	13,577	2,945	91	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	67,388	42,492	42,492	23,760	1,136	
⑭固定資産除却損	1,863	1,276	1,276	562	24	

(2)1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	113,862	121,678	121,702	122,469	(1)の⑤(右記以外(ﾀｲﾌﾟ1-2.2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) / 平成26~28年は(別添3)より
②加算料相当コスト(百万円)	5,035	5,790	6,002	6,276	(別添3)より
③芯線数(千芯)	3,135	3,590	3,746	3,913	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添3)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	2,893	2,690	2,574	2,475	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	4,554	3,571	3,229	2,992	光信号主端末回線の(1)の⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	3,137	3,592	3,748	3,915	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	121	83	72	64	①÷②÷12ヶ月

ii 加算料

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①加算料(円/芯・月)	158	158	156	156	光信号主端末回線のBのiiの①
②光信号主端末回線コストに占める光信号主端末回線コストの割合	86.17%	86.38%	86.53%	86.75%	iのaの①÷光信号主端末回線のBのiのaの①
③加算料(主端末回線)(円/芯・月)	136	136	135	135	①×②

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 平成24年度

(単位: 百万円)

区 分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外		主端未回線に係る引込線	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)		
タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外		タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外	タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外			タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外		
① 指定設備管理運営費	134,650	97,346	96,789	35,511	1,793	3,954	3,932	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
② 他人資本費用	2,530	2,488	2,488	5	36	65	65	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③ 自己資本費用	13,539	13,317	13,315	29	193	347	347	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④ 利益対応税	8,200	8,065	8,064	18	117	210	210	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤ 合計	158,919	121,216	120,656	35,563	2,139	4,576	4,554	①+②+③+④
⑥ 正味固定資産	717,224	706,958	706,958	0	10,266	18,392	18,392	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦ 投資等	1,076	1,060	1,060	0	15	28	28	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧ 貯蔵品	6,527	6,433	6,433	0	93	167	167	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨ 運転資本	6,098	4,452	4,382	1,578	68	161	158	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩ レートベース	730,925	718,903	718,833	1,578	10,442	18,748	18,745	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪ 有利子負債以外の負債の額	35,201	34,622	34,619	76	503	903	903	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫ 租税公課	16,613	14,051	14,051	2,472	91	284	284	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑬ 減価償却費	67,388	46,312	46,312	19,940	1,136	2,356	2,356	
⑭ 固定資産除却損	1,863	1,367	1,367	472	24	26	26	

b. 平成25年度

(単位: 百万円)

区 分	指定設備管理部門					備考
	光信号端末回線	引込線 (分岐引込線以外)		左記以外	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	
		タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外	タイプ-2.2Iに係る営業時間外追加コスト以外			
① 指定設備管理運営費	114,222	7,042	5,035	102,145	3,424	(別添1)(別添2)より
② 他人資本費用	2,591	1	1	2,589	62	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③ 自己資本費用	13,866	6	3	13,857	329	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④ 利益対応税	8,398	4	2	8,392	199	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤ 合計	139,077	7,053	5,041	126,983	4,014	①+②+③+④
⑥ 正味固定資産	735,483	0	0	735,483	17,438	(別添1)(別添2)より
⑦ 投資等	1,103	0	0	1,103	26	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧ 貯蔵品	6,693	0	0	6,693	159	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨ 運転資本	5,269	311	187	4,771	144	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩ レートベース	748,548	311	187	748,050	17,767	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪ 有利子負債以外の負債の額	36,050	15	9	36,026	856	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫ 租税公課	15,825	492	0	15,333	269	(別添1)(別添2)より
⑬ 減価償却費	53,081	3,971	1,741	47,369	1,980	
⑭ 固定資産除却損	3,167	94	1,796	1,277	25	

c. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	120,656	126,983	平成24年度:aの⑤(端末系伝送路・右記以外(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加コスト以外) 平成25年度:bの⑤(光信号端末回線(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加コスト以外)・左記以外)
②主配線盤	4,554	4,014	平成24年度:aの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加コスト以外) 平成25年度:bの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加コスト以外)
③合計	125,210	130,997	①+②

d. 平成24年度適用接続料に加算した乖離額

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	▲ 5,608	▲ 6,226	平成24年度:平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの①より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のeの①より
②主配線盤	▲ 156	▲ 293	平成24年度:平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの③より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの③より
③合計	▲ 5,764	▲ 6,519	①+②

e. 原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	115,048	120,757	cの①+dの①
②主配線盤	4,398	3,721	cの②+dの②
③合計	119,446	124,478	①+②

(2) 当期網使用料に係る平成24~25年度の収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	1,423	1,504	実績芯線数(平成25年度は見込み)
②負担金なし	1,374	1,459	
③負担金あり	50	45	
④光信号主端末回線	1,712	1,901	
⑤加入者回線	3,135	3,405	
⑥主配線盤	3,137	3,407	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	55,799	55,735	②+③
②負担金なし	53,946	54,152	平成24年度:aの②×3,273円×12ヶ月 平成25年度:aの②×3,093円×12ヶ月
③負担金あり	1,853	1,583	平成24年度:aの③×3,109円×12ヶ月 平成25年度:aの③×2,831円×12ヶ月
④光信号主端末回線	57,181	59,813	平成24年度:aの④×2,784円×12ヶ月 平成25年度:aの④×2,622円×12ヶ月
⑤加入者回線	112,980	115,548	①+④
⑥主配線盤	4,893	4,497	平成24年度:aの⑤×130円×12ヶ月 平成25年度:aの⑤×110円×12ヶ月
⑦合計	117,873	120,045	⑤+⑥

(3) 乖離額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	2,068	5,209	(1)のeの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲495	▲776	(1)のeの②-(2)のbの⑥
③合計	1,573	4,433	①+②

(4) 乖離額(加入者回線)の設備別分計

a. 原価の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	120,656	126,983	(1)のcの①
②光信号主端末回線	113,862	119,926	平成24年度は実績 平成25年度は(別添3)より
③光信号端末回線に係る引込線	6,794	7,057	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	5.63%	5.56%	③÷①

b. 光信号端末回線原価の内訳

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	132,130	139,077	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
②下記以外	126,281	132,706	①-③
③加算料相当コスト	5,849	6,371	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.43%	4.58%	③÷①

c. 乖離額の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	2,068	5,209	(3)の①
②光信号主端末回線	1,952	4,919	①-⑤
③下記以外	1,866	4,694	②-④
④加算料相当コスト	86	225	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	116	290	①×aの④
⑥下記以外	111	277	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	5	13	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲495	▲776	(3)の②
⑨合計	1,573	4,433	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成26年度	平成27年度	備考	
①光信号端末回線	1,563	1,620		
②加入者回線に占める割合	43.54%	43.25%		
③負担金なし	1,520	1,579		
④負担金あり	43	41		(別添1)より
⑤光信号主端末回線	2,027	2,126		
⑥加入者回線に占める割合	56.46%	56.75%		
⑦加入者回線	3,590	3,746		
⑧主配線盤	3,592	3,748	(別添2)より	

b. 設備毎に分計

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	965.0	2,417.0	②+③
②端末回線	923.0	2,307.0	(4)のcの③×aの②+(4)のcの⑥
③加算料	42.0	110.0	(4)のcの④×aの②+(4)のcの⑦
④光信号主端末回線	1,103.0	2,792.0	⑤+⑥
⑤端末回線	1,054.0	2,664.0	(4)のcの③×aの⑥
⑥加算料	49.0	128.0	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲495.0	▲776.0	(4)のcの⑧
⑧合計	1,573.0	4,433.0	①+④+⑦

c. 1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	51	125	②+③
②下記以外	49	119	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	2	6	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	45	109	⑤+⑥
⑤下記以外	43	104	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	2	5	bの⑥÷aの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲11	▲17	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	3,196	3,046	2,916	アの光信号端末回線の(2)のBのiのcの①
②乖離額	38	102	-	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,234	3,148	2,916	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	158	156	156	アの光信号端末回線の(2)のBのiiの①
②乖離額	2	6	-	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	160	162	156	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①主配線盤	83	72	64	アの光信号端末回線の(2)のBのiのbの③
②乖離額	▲11	▲17	-	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	72	55	64	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	2,773	2,646	2,539	アの光信号主端末回線の(2)のiのaの④+アの光信号主端末回線の(2)のiのbの③
②乖離額	32	87	-	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,805	2,733	2,539	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	136	135	135	アの光信号主端末回線の(2)のiiの③
②乖離額	2	5	-	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	138	140	135	①+②

エ. メタル加入者回線との配賦見直し影響緩和額の算定(平成25年5月23日公表の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書に基づき実施するもの)

a. 光信号端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	3,234	3,148	2,916	ウのaの③
②加算料(円/芯・月)	160	162	156	ウのbの③
③1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,394	3,310	3,072	①+②
④平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,159	3,115	3,072	・平成26年度:3,203円+(③の平成28年度-3,203円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(③の平成28年度-3,203円)/3 ・平成28年度:③の平成28年度
⑤配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	235	195	-	③-④
⑥芯線数(千芯)	1,563	1,620	-	イの(5)のaの①
⑦メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	4,408	3,791	-	⑤×⑥×12ヶ月
⑧配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	2,999	2,953	2,916	①-⑤

b. 光信号主端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	2,805	2,733	2,539	ウのdの③
②加算料(円/芯・月)	138	140	135	ウのeの③
③局外スプリッタ(8分岐のもの)	82	82	82	1-2の(1)のFの(e)の④
④1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,025	2,955	2,756	①+②+③
⑤平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	2,809	2,783	2,756	・平成26年度:2,835円+(④の平成28年度-2,835円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(④の平成28年度-2,835円)/3 ・平成28年度:④の平成28年度
⑥配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	216	172	-	④-⑤
⑦芯線数(千芯)	2,027	2,126	-	イの(5)のaの⑤
⑧メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	5,254	4,388	-	⑥×⑦×12ヶ月
⑨配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	2,589	2,561	2,539	①-⑥

c. メタル加入者回線へ付け替える配賦見直し影響緩和額

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
メタルへの付け替え額(百万円)	9,662	8,179	-	aの⑦+bの⑧

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)

(1)原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線							
		(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲)		(再掲) 下部区間	
						(再掲) 土木設備		
①指定設備管理運営費	261,365	223,458	212,865	6,984	76,745	44,105	136,119	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	2,717	2,623	2,487	5	1,616	1,280	871	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	14,540	14,037	13,308	26	8,649	6,849	4,660	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,806	8,501	8,060	16	5,238	4,148	2,822	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	287,428	248,619	236,720	7,031	92,248	56,382	144,472	①+②+③+④

⑥正味固定資産	754,596	731,700	693,432	523	456,812	363,839	236,619	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,132	1,098	1,040	1	685	546	355	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,867	6,658	6,310	5	4,157	3,311	2,153	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	22,368	18,334	17,676	859	5,245	2,050	12,431	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	784,963	757,790	718,458	1,388	466,899	369,746	251,558	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	37,804	36,495	34,601	67	22,486	17,807	12,115	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	24,940	24,732	22,969	17	15,131	12,051	7,838	
⑬減価償却費	54,994	49,674	46,249	87	18,769	14,949	27,481	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,484	2,382	2,237	6	885	705	1,352	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU				
	光	メタル	加入者収容装置 (ATMデータ 伝送)		
①指定設備管理運営費	1,783	490	1,293	269	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	16	4	12	2	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	87	24	63	9	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	53	15	38	5	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	1,939	533	1,406	285	①+②+③+④

⑥正味固定資産	4,541	1,253	3,288	460	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	7	2	5	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	41	11	30	4	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	112	30	82	27	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	4,701	1,296	3,405	492	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	226	62	164	24	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	53	13	40	7	
⑬減価償却費	802	227	575	47	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	32	7	25	2	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
	電話等			(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	35,854	35,072	8,971	58	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	76	75	9	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	407	401	51	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	246	243	31	0	③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	36,583	35,791	9,062	58	①+②+③+④

⑥正味固定資産	17,895	17,645	1,620	11	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	27	26	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	163	161	15	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,896	3,805	1,096	7	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	21,981	21,637	2,733	18	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,059	1,042	132	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	149	146	36	0	
⑬減価償却費	4,472	4,420	160	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	68	67	7	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
相互接続回線				その他		
ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ				
①指定設備管理運営費	916	987	1,065			23,134
②他人資本費用	1	1	2	60	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	7	8	13	322	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	4	5	8	195	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	928	1,001	1,088	23,711	1	①+②+③+④

⑥正味固定資産	284	309	575	14,857	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	22	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3	3	5	135	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	110	118	124	2,357	0	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	397	430	705	17,371	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	19	21	34	837	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	6	6	10	87	0	
⑬減価償却費	31	33	59	4,137	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	2	2	5	51	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)			主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)			
	回線管理運営			その他			
	ATMデータ伝送						
		端末回線 伝送機能	データ 伝送機能	(再掲) メタ比設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤	備考		
①指定設備管理運営費	82	32	50	700	7,617	7,509	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	106	104	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	6	568	558	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	4	344	338	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	84	32	50	711	8,635	8,509	①+②+③+④

⑥正味固定資産	17	7	10	233	29,724	29,159	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	45	44	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	270	265	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	10	4	6	81	651	646	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	27	11	16	316	30,690	30,114	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1	1	1	15	1,478	1,450	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	484	477	
⑬減価償却費	2	1	1	50	1,824	1,760	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	105	104	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		指定設備 利用部門 スプリッタ (DSL)	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外分岐)			
①指定設備管理運営費	134,650	1,793	624	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,530	36	5	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	13,539	193	25	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,200	117	15	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	158,919	2,139	669	①+②+③+④

⑥正味固定資産	717,224	10,266	1,278	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,076	15	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,527	93	12	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	6,098	68	49	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	730,925	10,442	1,341	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	35,201	503	65	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	16,613	91	19	
⑬減価償却費	67,388	1,136	208	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,863	24	5	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	533	(1)のAの⑤OCU(光)
②ISDN回線数(回線)	23,296	区1の(51)+区1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	1,907	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲133	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	23,296	区1の(51)+区1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,657	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(c)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	463	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲63	((a)の①+(b)の①)×(1+1X. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	533	(a)の①
②調整額(百万円)	▲63	(d)の①
③合計(百万円)	470	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	1,681	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,940	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	442	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,367	
④利益対応税(円/回線・年)	1,433	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	33,182	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,765	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲217	平成24年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,750	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲202	(⑥+⑦)×(1+1X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,765	⑥
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,563	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	285	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	45	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	444,573	区1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	46	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(c)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	245	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	85	((a)の①+(b)の①)×(1+1X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	285	(a)の①
②調整額(百万円)	85	(d)の①
③合計(百万円)	370	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	69	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	32	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	3	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	9,307	IXの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	263	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	29	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	6	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	32	(a)の①
②調整額(百万円)	6	(d)の①
③合計(百万円)	38	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	340	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,139	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,744,084	IXの1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	102	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲491	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,744,084	IXの1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	99	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	2,072	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲424	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,139	(a)の①
②調整額(百万円)	▲424	(d)の①
③合計(百万円)	1,715	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	82	③÷(c)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間			少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	25,364	18,653	4,951	1,760	7,469
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,137	1,896	178	63	791
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,224	1,224	0	0	500
③他人資本費用(円/回線・年)	32	32	0	0	13
④自己資本費用(円/回線・年)	66	66	0	0	72
⑤利益対応税(円/回線・年)	42	42	0	0	44
⑥合計(円/回線・年)	2,277	2,036	178	63	920

②+③+④+⑤

・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の前設費(18,276円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.036)により算定した。

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	4,725	3,910	815	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	387	320	67	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	203	168	35	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の創設費の合計(32,833円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1439)を乗じて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	9	7	2	
④自己資本費用 (円/回線・年)	50	41	9	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	30	25	5	
⑥合計 (円/回線・年)	476	393	83	

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,673	Gの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲599	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,444	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(a)の⑥に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲370	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,673	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	275	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,610	Gの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲588	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,372	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(b)の⑥に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲350	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,610	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	272	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,613	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(平成24年度実績(キャビネット設置:5.4%、引き通し:94.6%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲674	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,288	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(c)の⑥に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲349	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,613	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	272	(④+⑤)÷12ヶ月

(d)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	920	Gの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲128	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	852	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(d)の⑥に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲60	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	920	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	72	(④+⑤)÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	5,998	5,906	5,832	1-1のエのaの⑧×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	5,998	5,906	5,832	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,178	6,083	6,007	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	12,356	12,166	12,014	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1,536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,681	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	144	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,563	Cの①
④料金 (円/回線・月)	4,388	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考	
①OCU(円/回線・月)	1,681	Bの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの	
②主配線盤(円/回線・月)	144	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの	
③局内伝送路(円/回線・月)	2,563	Cの①×Xの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの	
④料金(円/回線・月)	4,388	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)	

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(ア)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)(ア)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,999	2,953	2,916	1-1のエのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,999	2,953	2,916	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,089	3,042	3,003	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,999	2,953	2,916	1-1のエのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,999	2,953	2,916	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(ア)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,089	3,042	3,003	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	82	82	82	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,589	2,561	2,539	1-1のエのbの⑨
③加算料(局舎～引込分岐点間)	138	140	135	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,809	2,783	2,756	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	82	82	82	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,589	2,561	2,539	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	138	140	135	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,809	2,783	2,756	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	84	84	84	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,667	2,638	2,615	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	138	140	135	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,889	2,862	2,834	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)(ア)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(Dの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成26年度			
	①加入者回線	②加入者収容 容量(ATM データ伝送)	③回線管理運営 費(端末回線伝 送機能に係るも の)	④料金
	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	2,870	340	6,299
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	5,180	340	8,609
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	6,020	340	9,449
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	6,860	340	10,289
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	7,700	340	11,129
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	8,540	340	11,969
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	9,380	340	12,809
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	10,220	340	13,649
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	11,060	340	14,489
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	11,970	340	15,399
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	12,810	340	16,239
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	13,650	340	17,079
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	14,490	340	17,919
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,089	15,330	340	18,759

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	160	162	156	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	320	324	312	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 エ 4芯式のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	640	648	624	1-1のウのbの③×4×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	272	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	272	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	280	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないものの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	275	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	283	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りません。)を利用しないものの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	272	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	272	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	280	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	72	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	72	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	74	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,809	2,783	2,756	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,809	2,783	2,756	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,889	2,862	2,834	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

1-3. 光信号主端末回線(複数段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,809	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	492	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,317	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.14%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	503	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	503	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,809	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	492	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,317	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.14%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	503	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	503	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,889	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	506	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,383	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能のうち、アイ以外のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.14%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	518	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	518	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,317	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	503	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,317	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	503	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,383	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金(平成28年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	518	①のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,275	平成26年度適用網使用料算定根拠のⅡの(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スリットを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,809	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スリットを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	272	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	61	平成26年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.8	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	3,933	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	22,472	(1)の②×8
③割引率 (%)	17.5%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,357,707 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,563 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0015 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

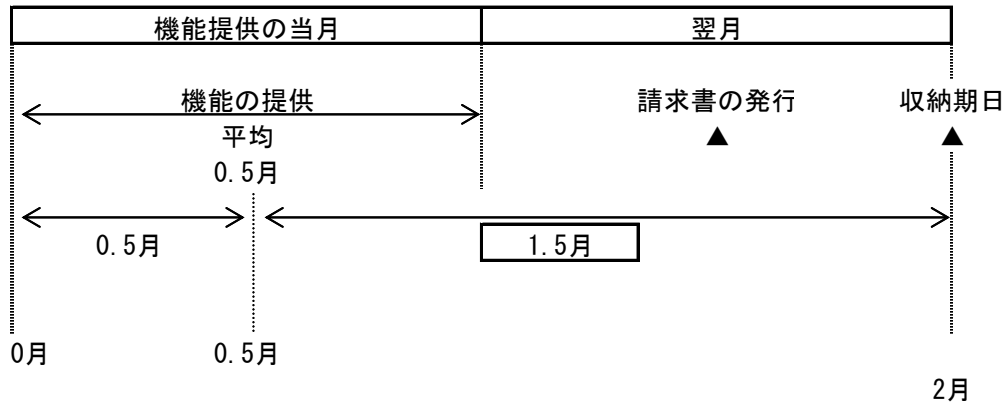
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,889,310 (A)
貯蔵品 (※)	26,154 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0091 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ヵ月}}{12 \text{ヵ月}} \times 365 \text{日} = \boxed{45.625 \text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H24) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,889,310	有利子負債 772,317 (0.210)	H24稼働 電気通信事業固定資産 2,889,310	計 3,058,338	有利子負債 772,317 (0.253)	負債
	その他の負債 539,934 (0.147)			退職給付引当金 147,580 (0.048)	
	退職給付引当金 224,967 (0.061)			自己資本 2,138,441 (0.699)	
流動資産等 786,350	自己資本 2,138,441 (0.582)			計 3,058,338	
計 3,675,660	①流動資産の理論値と実績の差 169,028-786,350=▲617,322	貯蔵品(月平均) 26,154			
	②流動資産の圧縮 ▲617,322	投資等 4,975			
	③圧縮後の資本構成比	運転資本 137,899			

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{772,317}{\text{負債}} + \frac{147,580}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{3,058,338}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.301}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{772,317}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{772,317}{\text{負債の合計}} + \frac{147,580}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.840}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.840}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.160}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.301}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.699}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成24年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.14\%}$$

(単位：%)

年度	24
区分	
他人資本利率	1.14

(注)借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.18\%}$$

(単位：%)

年度	20	21	22	23	24	平均
区分						
他人資本利率	1.48	1.37	1.17	1.08	0.81	1.18

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.14\% \times 0.840 + 1.18\% \times 0.160 = \boxed{1.15\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	22	23	24	3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	4.00	3.39	<u>3.80</u>	—
β値の適用	○	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	1.17	1.08	0.81	—
①-②	2.83	2.31	2.99	—
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.47	2.60	<u>2.65</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	20	21	22	23	24	
主要企業の自己資本利益率	1.21	3.04	4.00	3.39	3.80	<u>3.09</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.65%

Ⅷ. 利益対応税率の算定（H24～H26年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定（H27～H28年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.98%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271 y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271 y$$

$$= \underline{0.0401 y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271 y + 0.0401 y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379 y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379 y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119 y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379 y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293 y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3463 y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3463y}{(1-0.3463)y} = \frac{0.3463y}{0.6537y} = 0.5298$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3463 y$
税引後利益 $z = (1-0.3463) y$

Ⅸ. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,335,412	1	1.00	1,335,412
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,962,802	1	1.00	15,962,802
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	346,741	1	1.03	357,143
(4) 4線式	22,283	2	1.03	45,903
(5) メタルサービス小計	17,667,238	-	-	17,701,260
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,252	1	1.00	13,252
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,575,022	1	1.00	2,575,022
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	495,526	1	1.03	510,392
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	22,324	2	1.00	44,648
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,154	2	1.03	6,497
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	3,109,282	-	-	3,149,819
(14) 計 ((5)+(13))	20,776,520	-	-	20,851,079

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数				
(15) メタルサービス・2線式	3,410,707			
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,056,655			
(17) 光サービス	3,085,092			
(18) 計 ((15)+(17))	6,495,799			

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,325,910
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	16,375,350
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	17,701,260
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,354,697
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,346,563
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	17,701,260

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,335,412	1	1.00	1,335,412
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	15,962,802	1	1.00	15,962,802
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	346,741	1	1.03	357,143
(28) 4線式	22,283	2	1.03	45,903
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	208,058	1	1.00	208,058
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,455,196	1	1.00	2,455,196
(31) メタルサービス小計	20,330,492	-	-	20,364,514
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,252	1	1.00	13,252
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,575,022	1	1.00	2,575,022
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	495,526	1	1.03	510,392
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	982	2	1.00	1,964
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	22,324	2	1.00	44,648
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,154	2	1.03	6,497
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	3,110,260	-	-	3,151,775
(40) 計 ((31)+(39))	23,440,752	-	-	23,516,289

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,325,910
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	19,038,604
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	20,364,514
(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,354,697
(45) 追加MDF	-	-	-	2,663,254
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,346,563
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	20,364,514

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	46,588	1	1.00	46,588
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,845,971	1	1.00	1,845,971
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	43,185	1	1.00	43,185
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	305	1	1.00	305
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	23,296	1	1.00	23,296
(53) 計 ((48)+(50)+(51)+(52))	1,915,855	-	-	1,915,855

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	14,739,843
(55) (再) PHS基地局回線	82,344
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,607,693
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,179,691
(58) 光ファイバ・相互接続回線	746,588
(59) 上記以外の回線数	10,499,061
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	29,772,876
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,616,316
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,008,623

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	16,342,207
(64) DSL回線故障対応機能契約数	821,832
(65) 計 ((63)+(64))	17,164,039

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話(下記以外)	62,041
(66-2) アナログ公衆電話(特設公衆電話)	8,556
(67-1) デジタル公衆電話(下記以外)	44,175
(67-2) デジタル公衆電話(特設公衆電話)	312
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	115,084
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	12,985,291
(70) デジタル回線数(INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,928,303
(71) 計 ((69)+(70))	14,913,594

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
(72) 計	821,818

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	8,033	41	329,353
(74) 6 Mb/s	580	74	42,920
(75) 9 Mb/s	112	86	9,632
(76) 12 Mb/s	494	100	49,400
(77) 15 Mb/s	14	113	1,582
(78) 18 Mb/s	24	126	3,024
(79) 21 Mb/s	7	139	973
(80) 24 Mb/s	20	151	3,020
(81) 27 Mb/s	3	164	492
(82) 30 Mb/s	1	177	177
(83) 33 Mb/s	7	190	1,330
(84) 36 Mb/s	1	203	203
(85) 39 Mb/s	4	216	864
(86) 42 Mb/s	7	229	1,603
(87) 計	9,307		444,573

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	635,900	1	1.00	635,900
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,345	1	1.03	2,415
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	638,245	-	-	638,315

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	270	1	1.00	270
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	1,736,023	1	1.00	1,736,023
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	7,564	1	1.03	7,791
(95) 局外スプリッタ(8分岐) 小計	1,743,857	-	-	1,744,084

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	66,234	1	1.00	66,234
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	132	1	1.03	136
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	66,366	-	-	66,370
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	11,708	1	1.00	11,708
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	2,891	1	1.03	2,978
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	14,599	-	-	14,686
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	383,005	1	1.00	383,005
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	698	1	1.03	719
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	383,703	-	-	383,724

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	558,418	1	1.00	558,418
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	2,166	1	1.03	2,231
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	560,584	-	-	560,649
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	640	1	1.00	640
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	166	1	1.03	171
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	806	-	-	811

・特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3
(117) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（収容局ルータ及び中継局ルータ接続）	2,598
(118) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,609
(119) ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	4,886
(120) ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	27,144
(121) 計（116）+（117）+（118）+（119）+（120）	37,240

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注4）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(122) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- （注）
- タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 - タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 - タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 - 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 - 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3、③より。
 - 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.433
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.611
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.5
b. その他のコストの割合	89.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.958
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.986
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.329
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.3
b. その他のコストの割合	91.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.958
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.986
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.329
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.3
b. その他のコストの割合	91.7
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H24	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	193,614	H24年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	117,933	3,966	113,967	5,962	3,301	11	3,290
共通費	・施設保全費支出額比	6,864	254	6,610	286	908	11	897
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,681	469	12,212	614	766	8	758
試験研究費	・取得資産額比	2,384	191	2,193	2	52	4	48
通信設備使用料	・取得資産額比	8	1	8	3	2	0	2
租税公課	・正味資産額比	24,732	1,763	22,969	17	484	8	477
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	49,674	3,424	46,249	87	1,824	64	1,760
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	9,183	525	8,658	14	279	2	277
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,382	145	2,237	6	105	1	104
合計		223,458	10,593	212,865	6,984	7,617	108	7,509

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備のみを用いる加入者回線			メタル主配線盤	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
			局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付		局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	1,912	57	1,855	1,855	57,739	56,849
		減価償却累計額	1,656	49	1,607	1,607	53,508	52,780
		正味価額	255	8	248	248	4,231	4,069
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	974	0	974	0	0	0	
	減価償却累計額	745	0	745	0	0	0	
	正味価額	229	0	229	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	688	0	688	0	0	0	
	減価償却累計額	654	0	654	0	0	0	
	正味価額	34	0	34	0	0	0	
電力設備	取得価額	2,707	139	2,568	1,080	292	292	
	減価償却累計額	2,164	111	2,053	863	233	233	
	正味価額	543	28	515	217	59	59	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	933	38	895	0	39	39	
	減価償却累計額	788	31	757	0	33	33	
	正味価額	145	7	138	0	6	6	
空中線設備	取得価額	23	0	23	0	0	0	
	減価償却累計額	22	0	22	0	0	0	
	正味価額	1	0	1	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,246,500	89,223	2,157,278	0	0	
		減価償却累計額	1,944,435	69,772	1,874,663	0	0	
		正味価額	302,065	19,451	282,614	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,755,112	79,159	1,675,953	0	0	0	
	減価償却累計額	1,407,334	63,563	1,343,771	0	0	0	
	正味価額	347,779	15,596	332,183	0	0	0	
海底線設備	取得価額	39	0	39	0	0	0	
	減価償却累計額	25	0	25	0	0	0	
	正味価額	14	0	14	0	0	0	
建物	取得価額	86,623	3,101	83,522	64	57,162	56,255	
	減価償却累計額	60,641	2,168	58,473	45	39,729	39,099	
	正味価額	25,982	933	25,049	19	17,433	17,156	
構築物	取得価額	6,294	227	6,067	5	4,309	4,240	
	減価償却累計額	5,038	181	4,857	4	3,448	3,393	
	正味価額	1,256	45	1,211	1	860	847	
機械及び装置	取得価額	3,827	151	3,676	3	95	94	
	減価償却累計額	2,608	99	2,509	2	70	69	
	正味価額	1,219	51	1,168	1	25	24	
車両及び船舶	取得価額	417	10	407	0	9	9	
	減価償却累計額	299	7	292	0	6	6	
	正味価額	118	3	115	0	2	2	
工具、器具及び備品	取得価額	17,276	637	16,639	13	641	635	
	減価償却累計額	13,132	474	12,658	10	502	497	
	正味価額	4,144	163	3,981	3	139	137	
リース資産	取得価額	375	12	363	0	8	8	
	減価償却累計額	258	9	249	0	5	5	
	正味価額	117	4	113	0	2	2	
土地	取得価額	15,790	531	15,259	12	6,501	6,400	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	15,790	531	15,259	12	6,501	6,400	
建設仮勘定	取得価額	15,178	766	14,412	11	100	96	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	15,178	766	14,412	11	100	96	
無形固定資産	取得価額	100,275	4,202	96,073	73	1,033	1,021	
	減価償却累計額	83,446	3,521	79,925	61	669	661	
	正味価額	16,829	681	16,148	12	364	360	
合計	取得価額	4,254,945	178,253	4,076,692	3,115	127,927	125,936	
	減価償却累計額	3,523,245	139,985	3,383,260	2,592	98,204	96,777	
	正味価額	731,700	38,268	693,432	523	29,724	29,159	

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メタル回線のみを用いる	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木設備		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	113,967	32,843	11,648	81,124	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	6,610	1,905	676	4,705	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,212	3,519	1,248	8,692	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,193	701	445	1,492	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	8	0	0	7	0.000
租税公課	・正味資産額比	22,969	15,131	12,051	7,838	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	46,249	18,769	14,949	27,481	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	8,658	3,877	3,088	4,781	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,237	885	705	1,352	0.000
合計		212,865	76,745	44,105	136,119	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
				(再掲)土木設備			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	1,855	947	601	908	0.000
		減価償却累計額	1,607	820	521	787	0.000
		正味価額	248	126	80	121	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
減価償却累計額		0	0	0	0	0.000	
正味価額		0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	974	0	0	974	0.000	
	減価償却累計額	745	0	0	745	0.000	
	正味価額	229	0	0	229	0.000	
無線機械設備	取得価額	688	0	0	688	0.000	
	減価償却累計額	654	0	0	654	0.000	
	正味価額	34	0	0	34	0.000	
電力設備	取得価額	2,568	1,170	743	1,398	0.000	
	減価償却累計額	2,053	935	594	1,117	0.000	
	正味価額	515	235	149	280	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	895	893	568	1	0.000	
	減価償却累計額	757	756	480	1	0.000	
	正味価額	138	138	87	0	0.000	
空中線設備	取得価額	23	0	0	23	0.000	
	減価償却累計額	22	0	0	22	0.000	
	正味価額	1	0	0	1	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,157,278	962,483	0	1,194,794	0.000
		減価償却累計額	1,874,663	887,705	0	986,959	0.000
		正味価額	282,614	74,778	0	207,836	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,675,953	1,675,953	1,675,953	0	0.000	
	減価償却累計額	1,343,771	1,343,771	1,343,771	0	0.000	
	正味価額	332,183	332,183	332,183	0	0.000	
海底線設備	取得価額	39	39	0	0	0.000	
	減価償却累計額	25	25	0	0	0.000	
	正味価額	14	14	0	0	0.000	
建物	取得価額	83,522	45,551	28,934	37,971	0.000	
	減価償却累計額	58,473	31,914	20,272	26,559	0.000	
	正味価額	25,049	13,637	8,662	11,412	0.000	
構築物	取得価額	6,067	3,292	2,091	2,775	0.000	
	減価償却累計額	4,857	2,635	1,674	2,222	0.000	
	正味価額	1,211	657	417	554	0.000	
機械及び装置	取得価額	3,676	2,491	1,582	1,185	0.000	
	減価償却累計額	2,509	1,697	1,078	812	0.000	
	正味価額	1,168	794	505	373	0.000	
車両及び船舶	取得価額	407	294	187	113	0.000	
	減価償却累計額	292	211	134	81	0.000	
	正味価額	115	83	53	32	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	16,639	9,983	6,341	6,656	0.000	
	減価償却累計額	12,658	7,665	4,869	4,994	0.000	
	正味価額	3,981	2,319	1,473	1,662	0.000	
リース資産	取得価額	363	244	155	118	0.000	
	減価償却累計額	249	168	106	82	0.000	
	正味価額	113	77	49	37	0.000	
土地	取得価額	15,259	8,758	5,563	6,500	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	15,259	8,758	5,563	6,500	0.000	
建設仮勘定	取得価額	14,412	9,528	6,052	4,884	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	14,412	9,528	6,052	4,884	0.000	
無形固定資産	取得価額	96,073	88,894	56,465	7,179	0.000	
	減価償却累計額	79,925	75,408	47,899	4,517	0.000	
	正味価額	16,148	13,486	8,566	2,662	0.000	
合計	取得価額	4,076,692	2,810,522	1,785,236	1,266,170	0.000	
	減価償却累計額	3,383,260	2,353,709	1,421,397	1,029,551	0.000	
	正味価額	693,432	456,812	363,839	236,619	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表

(平成24年度接統会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset category (e.g., 建物, 機械器具, 自動車), acquisition method (e.g., 取得, 譲渡), and various valuation metrics (e.g., 取得価額, 減価償却累計額, 正味価額). The table is organized into sections for different asset types and includes a total row at the bottom.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
営業費	25,817	0	0	0	25,817
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	120,738	117,933	551	174	2,080
共通費	8,208	6,864	80	14	1,249
管理費	14,808	12,681	103	16	2,008
試験研究費	2,503	2,384	114	5	0
通信設備使用料	25	8	14	3	0
租税公課	24,940	24,732	53	7	149
減価償却費	54,994	49,674	802	47	4,472
固定資産除却費	9,332	9,183	67	3	79
(再)除却損	2,484	2,382	32	2	68
合計	261,365	223,458	1,783	269	35,854

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門					
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	O C U	その他	回線管理運営	
資産負債項目		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
公衆電話機械設備		取得価額	16,437	1,912	14,526	0	0
		減価償却累計額	14,012	1,656	12,356	0	0
		正味価額	2,425	255	2,170	0	0
		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
市内電話機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
市外電話機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
電信機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
電報機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
DDX機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
画像機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
OCN機械設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
伝送機械設備		取得価額	6,984	974	4,043	1,967	0
		減価償却累計額	6,423	745	3,838	1,840	0
		正味価額	562	229	206	127	0
無線機械設備		取得価額	688	688	0	0	0
		減価償却累計額	654	654	0	0	0
		正味価額	34	34	0	0	0
電力設備		取得価額	5,325	2,707	2,247	371	0
		減価償却累計額	4,256	2,164	1,796	296	0
		正味価額	1,068	543	451	74	0
電話番号案内設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
総合監視システム		取得価額	959	933	25	1	0
		減価償却累計額	809	788	21	1	0
		正味価額	149	145	4	0	0
空中線設備		取得価額	23	23	0	0	0
		減価償却累計額	22	22	0	0	0
		正味価額	1	1	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,246,500	2,246,500	0	0	0
		減価償却累計額	1,944,435	1,944,435	0	0	0
		正味価額	302,065	302,065	0	0	0
市外線路設備		取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額	1,755,112	1,755,112	0	0	0
		減価償却累計額	1,407,334	1,407,334	0	0	0
		正味価額	347,779	347,779	0	0	0
海底線設備		取得価額	39	39	0	0	0
		減価償却累計額	25	25	0	0	0
		正味価額	14	14	0	0	0
建物		取得価額	99,132	86,623	3,428	502	8,579
		減価償却累計額	69,483	60,641	2,389	349	6,104
		正味価額	29,649	25,982	1,039	153	2,475
構築物		取得価額	7,168	6,294	245	36	593
		減価償却累計額	5,737	5,038	196	29	475
		正味価額	1,431	1,256	49	7	118
機械及び装置		取得価額	4,008	3,827	21	5	155
		減価償却累計額	2,748	2,608	15	4	121
		正味価額	1,261	1,219	6	1	34
車両及び船舶		取得価額	432	417	2	3	10
		減価償却累計額	310	299	1	2	7
		正味価額	122	118	1	1	3
工具、器具及び備品		取得価額	22,112	17,276	147	42	4,646
		減価償却累計額	16,581	13,132	111	33	3,305
		正味価額	5,530	4,144	36	9	1,341
リース資産		取得価額	428	375	2	1	50
		減価償却累計額	296	258	1	1	35
		正味価額	133	117	1	0	15
土地		取得価額	18,672	15,790	404	63	2,415
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	18,672	15,790	404	63	2,415
建設仮勘定		取得価額	15,236	15,178	52	5	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	15,236	15,178	52	5	0
無形固定資産		取得価額	134,030	100,275	616	58	33,080
		減価償却累計額	105,564	83,446	493	39	21,586
		正味価額	28,466	16,829	123	19	11,494
合計		取得価額	4,333,286	4,254,945	25,758	3,054	49,529
		減価償却累計額	3,578,690	3,523,245	21,217	2,594	31,634
		正味価額	754,596	731,700	4,541	460	17,895

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度				
		営業費用				
1. 設備管理運営費	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318
2. 他人資本費用	2,490	2,489	2,591	2,603	2,587	2,572
3. 自己資本費用	13,324	13,321	13,866	13,928	13,842	13,763
4. 利益対応税	8,069	8,068	8,398	8,435	7,558	7,515
5. 原価(1+2+3+4)	132,130	130,962	139,077	140,856	140,644	141,168
レートベース	719,289	719,162	748,548	751,893	747,270	743,000
有利子負債以外の負債の額	34,641	34,635	36,050	36,211	35,989	35,783
6. 加算料相当コスト	5,849	5,849	6,371	6,727	6,936	7,252
7. 加算料相当コスト控除後原価	126,281	125,113	132,706	134,129	133,708	133,916
芯線数(千芯)	3,135	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
料金(円/芯・月)	3,357	3,326	3,248	3,113	2,974	2,852

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数 (単位: 千芯)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 負担金なしサービス	3,085	3,360	3,548	3,705	3,874
② 専用線等	91	89	84	80	76
③ フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
④ ダークファイバ(他事業者利用分)	504	651	769	888	1,018
⑤ 負担金ありサービス	50	45	43	41	39
⑥ 計	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913

(2) 加算料相当コストの算定 (単位: 百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦ 加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	5,849	6,371	6,727	6,936	7,252

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
		営業費用					
営業費	0	0	0	0	0	0	—
施設保全費	24,911	24,009	27,715	28,756	29,630	30,375	<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
共通費	2,317	2,314	2,692	2,824	2,939	3,042	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
管理費	3,392	3,393	3,964	4,147	4,306	4,447	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
試験研究費	4,055	4,055	3,651	3,401	3,281	3,165	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	14,524	14,524	15,825	16,984	18,077	19,150	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	51,829	51,820	53,081	52,377	50,986	49,662	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	7,215	6,966	7,291	7,398	7,435	7,474	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	3,187	3,051	3,167	3,162	3,122	3,085	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	108,247	107,084	114,222	115,890	116,657	117,318	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,160,427	1,241,410	1,295,812	1,341,563	1,383,797	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		450,999	454,136	432,066	402,541	373,971	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	その他	15,463	16,048	16,404	16,686	16,938	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
		1,891	1,964	2,008	2,043	2,074	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率
建物	取得固定資産	38,780	40,125	40,950	41,608	42,198	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	11,769	12,177	12,427	12,627	12,806	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	2,854	2,954	3,015	3,064	3,107	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,561	48,207	48,738	49,229	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,786	7,871	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	34,967	36,141	36,864	37,441	37,959	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	24,879	25,714	26,228	26,639	27,007	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,302	2,629,364	2,788,203	2,940,972	
	正味固定資産	706,958	735,483	788,642	733,931	729,589	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービース芯線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアドアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外…… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式 …… 平成25年度は直近3年間ににおける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式 …… 平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度	営業費用	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	実績					
1. 設備管理運営費	3,932	3,900	3,424	3,015	2,712	2,491
2. 他人資本費用	65	65	62	58	56	54
3. 自己資本費用	347	347	329	310	298	289
4. 利益対応税	210	210	199	188	163	158
5. 原価(1+2+3+4)	4,554	4,522	4,014	3,571	3,229	2,992
レートベース	18,745	18,743	17,767	16,759	16,078	15,618
有利子負債以外の負債の額	903	903	856	807	774	752
芯線数(千芯)	3,137	3,137	3,407	3,592	3,748	3,915
料金(円/芯・月)	121	120	98	83	72	64

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
		営業費用					
営業費	0	0	0	0	0	0	-
施設保全費	377	365	357	350	342	334	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
共通費	414	412	404	396	387	378	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
管理費	275	275	269	263	257	251	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
試験研究費	144	144	70	67	54	44	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	284	284	269	254	244	237	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	2,356	2,342	1,980	1,613	1,358	1,178	FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	82	78	75	72	70	69	FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	26	25	25	25	25	25	FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	3,932	3,900	3,424	3,015	2,712	2,491	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
機械設備	FTM	29,017	28,905	29,065	29,205	29,316	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		5,294	4,088	2,923	2,113	1,536	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
	その他	37	38	38	38	38	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		3	3	3	3	3	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
土木		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
建物		29,552	30,117	30,496	30,810	31,103	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		9,017	9,189	9,305	9,401	9,490	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
構築物		2,230	2,273	2,302	2,326	2,348	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		445	454	460	465	469	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
無形固定資産		393	400	405	409	413	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		140	143	145	146	147	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
その他		3,652	3,721	3,768	3,807	3,843	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		3,494	3,561	3,606	3,643	3,678	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
合計		64,881	65,454	66,074	66,595	67,061	
		18,392	17,438	16,442	15,771	15,323	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービスク線数	3,137	3,407	3,592	3,748	3,915
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアドアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	142	135	129	123	117

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
ミニ以外…… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
ベアシック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
シングルスター方式 …… 平成25年度は直近3年間ににおける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
シェアドアクセス方式 …… 平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		営業費用				
1. 設備管理運営費	90,004	88,879	95,141	96,837	97,863	98,795
2. 他人資本費用	2,487	2,487	2,584	2,590	2,571	2,553
3. 自己資本費用	13,310	13,307	13,827	13,858	13,756	13,661
4. 利益対応税	8,061	8,059	8,374	8,393	7,512	7,460
5. 原価(1+2+3+4)	113,862	112,732	119,926	121,678	121,702	122,469
レートベース	718,533	718,411	746,481	748,136	742,651	737,497
有利子負債以外の負債の額	34,605	34,599	35,951	36,030	35,766	35,518
6. 加算料相当コスト	5,035	5,035	5,484	5,790	6,002	6,276
7. 加算料相当コスト控除後原価	108,827	107,697	114,442	115,888	115,700	116,193
芯線数(千芯)	3,135	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
料金(円/芯・月)	2,893	2,863	2,801	2,690	2,574	2,475

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数 (単位: 千芯)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
① 負担金なしサービス	3,085	3,360	3,548	3,705	3,874
② 専用線等	91	89	84	80	76
③ フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
④ ダークファイバ(他事業者利用分)	504	651	769	888	1,018
⑤ 負担金ありサービス	50	45	43	41	39
⑥ 計	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913

(2) 加算料相当コストの算定 (単位: 百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦ 加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	5,035	5,484	5,790	6,002	6,276

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
		営業費用					
営業費	0	0	0	0	0	0	—
施設保全費	21,902	21,037	24,421	25,293	26,025	26,649	<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
共通費	1,962	1,959	2,300	2,415	2,517	2,609	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
管理費	2,949	2,949	3,477	3,639	3,782	3,910	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
試験研究費	3,174	3,174	2,816	2,619	2,525	2,434	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	2	2	2	2	2	2	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	13,577	13,578	14,825	15,967	17,057	18,127	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	42,492	42,483	43,436	42,951	41,950	41,005	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	3,947	3,697	3,864	3,951	4,005	4,059	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1,276	1,141	1,179	1,186	1,181	1,177	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	90,004	88,879	95,141	96,837	97,863	98,795	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,160,427	1,241,130	1,295,842	1,342,829	1,386,431	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		450,999	452,893	429,168	398,789	369,345	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	97,856	109,012	120,363	131,607	142,613	前年度値×契約者数変動率
		33,871	37,732	41,661	45,553	49,362	前年度値×契約者数変動率
	取得固定資産	15,463	16,046	16,405	16,698	16,957	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	1,891	1,963	2,008	2,044	2,076	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
土木	取得固定資産	868,084	967,051	1,067,749	1,167,496	1,265,131	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	175,571	195,588	215,954	236,128	255,875	前年度値×契約者数変動率
建物	取得固定資産	38,780	40,120	40,950	41,630	42,234	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	11,769	12,176	12,428	12,634	12,817	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
構築物	取得固定資産	2,854	2,953	3,014	3,064	3,109	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	572	591	604	614	623	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	46,584	47,560	48,207	48,741	49,234	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,406	7,581	7,694	7,788	7,874	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	34,967	36,136	36,863	37,458	37,988	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	24,879	25,711	26,228	26,652	27,028	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	2,265,015	2,460,008	2,629,393	2,789,523	2,943,697	
	正味固定資産	706,958	734,235	735,745	730,202	725,000	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービスク線数	3,135	3,405	3,590	3,746	3,913
フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780
ダークファイバ	504	651	769	889	1,018
シングルスター	391	443	498	561	630
シェアドアクセス	113	208	271	328	388
専用線等	140	133	127	121	115

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外…… 光配線方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式 …… 平成25年度は直近3年間に於ける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式 …… 平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲4.8%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
純増数	40	50	50	50	50



接続約款変更認可申請書

西設相制第116号
平成26年1月21日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略)</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ②欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</p>

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(略) ア～オ (略)</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考	月額
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額		
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額		

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考	月額
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	(7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	

		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,130円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	6,314円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,532円		
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,532円		

		エ 2 芯 式 の もの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,108円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,062円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,052円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,291円	
				② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,244円	
				③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
(4)～(4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,882円			
	す。)	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,882円			

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	3,065円
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	3,065円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	3,065円	

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
			② 保守の区別がタイプ1－2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円

			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円	
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,157円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,882円		

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円	
		③ ①②以外のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,146円	
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,847円		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,777円		

			③ ①②以外のもの	1回線 ごとに	2,965円	
		(イ) 分岐できる光信号 分岐端末回線の数が4 を限度とするもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線 ごとに	2,873円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線 ごとに	2,873円	
			③ ①②以外のもの	1回線 ごとに	2,956円	
(7) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成26年4月1日 から平成27年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	2,929円	
			② 平成27年4月1日 から平成28年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	2,857円	
(7) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,152円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,538円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,084円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,630円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,134円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,680円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,226円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,772円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,276円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,822円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,368円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,914円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,418円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,964円		

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,359円
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,799円
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,339円
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,879円
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,419円
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,959円
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,499円
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,039円
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,579円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,164円
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,704円
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,244円
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,784円
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,324円		

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものに限 ります。) により1 芯にて伝 送を行う 機能	ア 分岐 できる 光信号 分岐 端末回 線の数 が8を 限度と するも の	(7) 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のも の	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,378円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
					1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1- 1-1第6欄イ (7)①欄に規定す る料金額に、964 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外スプリ ッタを含むもの に限ります。) により1 芯にて伝送を行 う機能	ア 保守 の区 別が タイ プ1 -1 のも の	(7) 平成26 年4月1日 から平成27 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,349円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)①欄 に規定する料金額 に、964円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
			(イ) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)②欄 に規定する料金額 に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

	③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
1回線ごとに		2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、518円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる518円のうち、504円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。			(ウ) 平成28 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる511円のうち、498円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
--	--	--	----------------------------------	------------	--	--	--	--	------------------------------------	------------	--	--

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額

		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	

		イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数 が4を限度とするもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
					1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,439円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに		155円	
	ウ 2芯式のもの	1回線ごとに		310円	

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料			(略)	(略)	(略)	
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		152円	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		161円	
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		152円	
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		304円	
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		322円	
		(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		304円	

(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	291 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	300 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	301 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	310 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	297 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円

(2) 2-1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光信 号分 岐端 末回 線に 係る 加算 料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	306 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	315 円
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	303 円
			C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	—
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,882円	

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,847円	—	
		② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,812円		
		③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,777円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,847円
			② 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,812円
			③ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2,777円

			③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,965円	
	(イ) 光信号 多重分離 機能イ欄 と組み合 わせて利 用するも の	① 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		② 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,873円		—
		③ ①②以外のもの	1 光信号主端 末回線ごとに	2,956円		—
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 固定無線基地局伝 送路の追加に係る加 算料	(ア) 保守の区別がタイプ 1-1のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
		(イ) 保守の区別がタイプ 1-2のもの	1 固定無線基 地局伝送路ご とに	12,479円		—
	イ (略)		(略)	(略)		—

		(ウ) (ア)以 外の もの	① 平成26年4 月1日から 平成27年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,929円	
			② 平成27年4 月1日から 平成28年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,892円	
			③ 平成28年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 末回線ごとに	2,857円	
(3) 2-1 -1-1 第2欄工 欄に規定 する機能 に係る加 算料	ア 削除					—
	イ (略)			(略)	(略)	—

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考	
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円 接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。							
		② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,349円	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。							
接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。							
		(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに		2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	

				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年4月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ウ) (イ)以外のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,446円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,416円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、993円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる993円のうち、966円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				③ 平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				イ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせるもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(1)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

					(イ) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
					(ウ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ①欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)①欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
		(イ) 保 守の区別 がタイプ 1-2の もの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。	
				1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。	

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ②欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1 -1-2第2 欄イ(イ)②欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
			(ウ) (7)(イ)以 外のもの	① 平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。

				② 平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
					1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) ③欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。
				③ 平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ)③欄に 規定する料金 額に、531円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる531円 のうち、517円に のみ消費税相当 額を加算するも のとします。

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.40%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

別表4 違約金

第1～5 (略)

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13(複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から1年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日(以下、この表において「終了日」といいます。)から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額(以下、この表において「低減額」といいます。)及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息(年1.32%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。)を加算した額
	(2)～(3) (略)	(略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 25 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 25 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 25 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 27 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

(経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1 第 6 欄イ(イ)欄、2-1-1-1 の 2 イ欄、2-1-1-2 第 2 欄イ(イ)欄及び第 3 欄ア欄並びに 2-1-1-2 の 2 イ欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容
ア 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>(ア) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則(平成26年●月●日西設相制第115号)第4項(以下この項において「附則第4項」といいます。)(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能については、それらの料金額に、(2)端末回線伝送機能イ(ア)①欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①C欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(ア)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①A欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2)端末回線伝送機能イ(ア)①B欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>(イ) 光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、その設置の態様に応じて、(2)端末回線伝送機能ア(ア)欄に掲げる料金額に料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第4欄ア欄に掲げる料金額及びイ欄に係る光信号局内伝送路を利用する区間の距離にイ欄に掲げる料金額を乗じた額(ア欄と同時に適用する場合に限ります。)を加えた額を適用します。ただし、2の光信号端末回線と一体として設置される光信号局内伝送路を利用する場合は、1の2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。</p> <p>(ウ) 附則第4項(1)網使用料イ(ア)②欄に規定する機能については、(2)端末回線伝送機能イ(イ)欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の固定無線基地局伝送路収容装置に収容できる固定無線基地局伝送路の数は3をを限度とします。</p>

	<p>(エ) (2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>(オ) 第34条の13(複数段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い)第1項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、(7)の規定にかかわらず、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄及び附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能については、それらに掲げる料金額に、(2) 端末回線伝送機能イ(7)②欄に掲げる料金額及び2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(カ) 第34条の13第1項の規定に基づき、複数段階料金を適用する間においては、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に規定する機能については、(2) 端末回線伝送機能ア(イ)欄に掲げる料金額に、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線の保守の区別については、一体として利用する光信号主端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>(キ) 協定事業者が、複数段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始して3年が経過した後も当該回線との接続を継続する場合は、当該回線について(2) 端末回線伝送機能ア(7)欄又はイ(7)①欄に規定する料金額を適用します。</p>
<p>イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ</p>	<p>料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に(2) 端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第4項(1)網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、(1) 網使用料エ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号主端末回線の数は8を、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とします。</p>

(2) 端末回線伝送機能

ア 基本料

月額

		区 分	単 位	料金額	備 考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4を限度 とするも のに限り ます。)に より1 芯にて伝 送を行う 機能	(7) (イ) 以外 の場 合	①	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,850円	
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,815円		
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,780円		
			②	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,850円	
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,815円		
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,780円		
		③	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,932円		
		B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,895円			
		C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,860円			

		(イ) 複数年段階料金を適用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
					第2欄ア(7)①A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
				B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1回線ごとに	第2欄ア(7)①B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)①C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,351円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②A欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円のみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円のみ消費税相当額を加算するものとします。

		③ ①② 以外の もの	A 平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,419円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③A欄 に規定す る料金額 に、986 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				1回線ご とに	第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、531 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			C 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる527円 のうち、513円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

イ 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考			
(7) 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。)に係る加算料	① ②以外の場合	A	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,850円		
			タイブ1-1のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,815円		
			の	平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,780円		
		B	保守の区別が	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,850円		
			タイブ1-2のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,815円		
			の	平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,780円		
		C	AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,932円		
				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと 2,895円		
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと 2,860円		

		② 複数 年段 階料 金を 適用 する 場合	A 保 守 の 区 別 が タイ プ1 -1 の も の	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2. 351円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。	
				1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。	
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 以降に適 用する第 2欄イ (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる512円 のうち、499円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
			B 保守 の区 別が タイ プ1 -2 のも の	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,351円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。

					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成26年 4月1日 から平成 27年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、958 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
					1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる517円 のうち、503円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C AB以外のもの	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,419円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
					1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、986円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる986円のうち、959円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

				平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
					1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

<u>(イ)</u> <u>附則第4</u> <u>項(1)</u> <u>網使用料</u> <u>イ(ア)②</u> <u>欄に規定</u> <u>する機能</u> <u>に係る加</u> <u>算料</u>	<u>固定無線基地局</u> <u>伝送路の追加に</u> <u>係る加算料</u>	<u>① 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-1のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	
		<u>② 保守の区別がタイ</u> <u>プ1-2のもの</u>	<u>1 固定無</u> <u>線基地局</u> <u>伝送路ご</u> <u>とに</u>	<u>7,836円</u>	

網使用料算定根拠

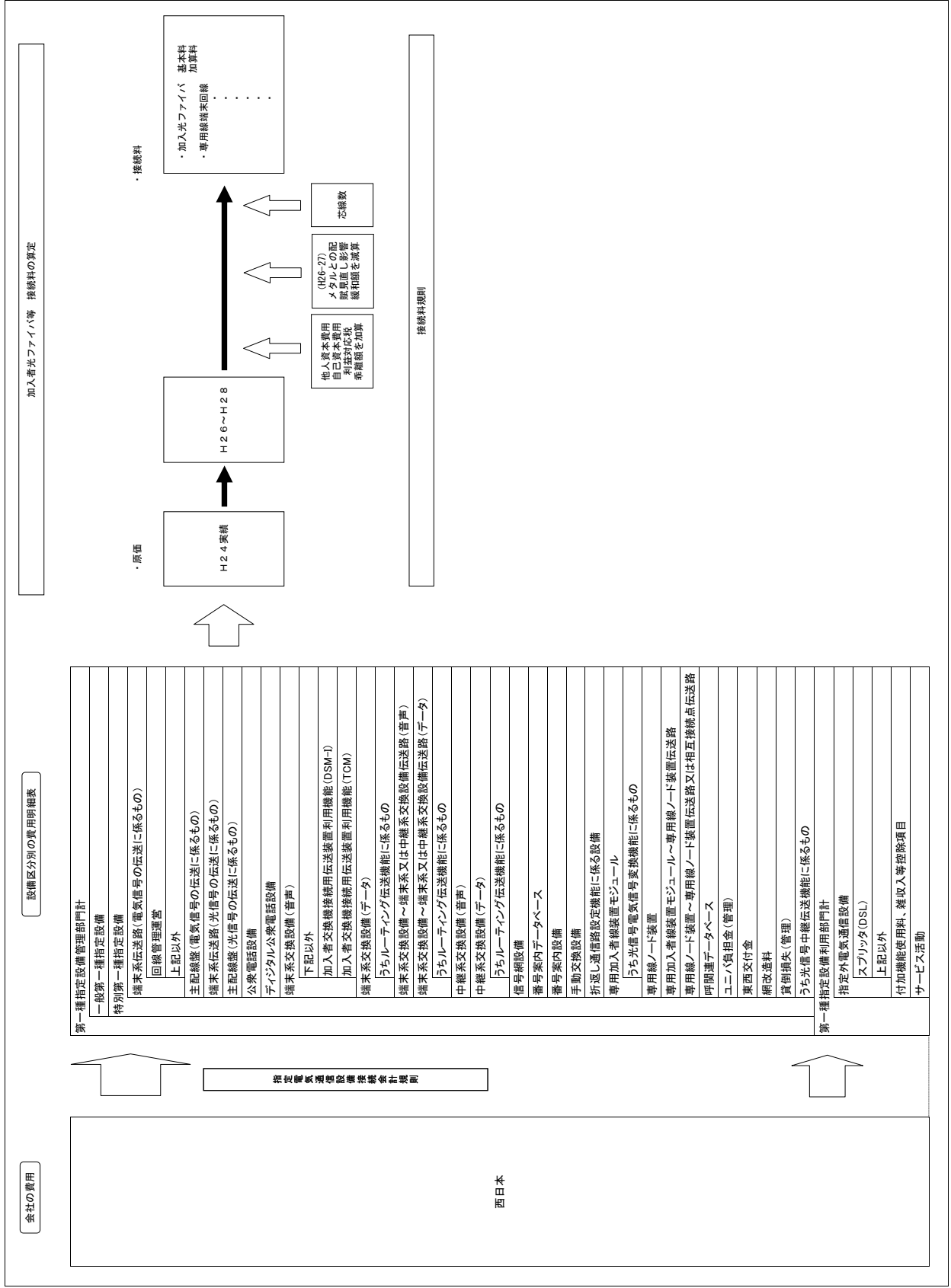
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	23
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	24
V. 資本構成比率の算定	25
VI. 他人資本利子率の算定	26
VII. 自己資本利益率の算定	27
VIII. 利益対応税率の算定	28
IX. 料金設定に使用した回線数	30
X. 料金設定に使用した保守換算係数	33
X I. 料金設定に使用した貸倒率	35
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	36
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	37
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	38
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	39
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	40
2. 設備区別固定資産明細表	41
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	43
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	44
(別添)	
1. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	45
2. 光信号端末回線伝送機能予測原価総括表（主配線盤）	50
3. 光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表（加入者回線）	54

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 1芯あたりコスト

・光信号端末回線

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門						指定設備利用部門			①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)			付加機能使用料、雑収入控除項目			①+③		
	右記以外	① 分岐引込線	② 局外スリット	④ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑤ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト	⑥ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)	⑦ 左記以外	⑧ タイ1-2.21に係る 営業時間外追加 コスト				
①指定設備管理運営費	122,750	95,640	25,616	1,494	2,903	2,895	235,017	4,289	230,728	99,929	99,409	(参考1)設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,900	7	52	62	62	142	1	141	3,901	3,900	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	9,000	15	119	142	142	328	2	326	9,003	9,002	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,611	9	74	89	89	204	1	203	5,613	5,612	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	141,538	114,151	25,647	1,739	3,196	3,188	235,691	4,293	231,398	118,446	117,923	①+②+③+④
⑥正味固定資産	637,484	629,135	0	8,350	9,913	9,913	0	0	0	629,135	629,135	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	0	14	17	17	0	0	0	1,070	1,070	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	0	68	81	81	0	0	0	5,159	5,159	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	4,262	1,070	51	91	90	23,314	177	23,138	4,438	4,373	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	639,626	1,070	8,483	10,102	10,101	23,314	177	23,138	639,802	639,737	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,498	78	617	734	734	1,695	13	1,682	46,510	46,506	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	12,053	1,882	89	152	152	5,543	0	5,543	12,053	12,053	
⑬減価償却費	64,778	48,749	15,038	990	2,014	2,014	41,003	1,638	39,365	50,387	50,387	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	744	137	8	9	9	1,957	1,238	719	1,982	1,982	

(2)1芯あたりコストの算定

A. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料相当コストの算定

区分	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	51,000	51,000	51,000	
②平均償却年数(年)	17.5	17.5	17.5	17.5	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,914	2,914	2,914	2,914	①÷②
④他人資本費用(円)	155	155	155	155	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	359	359	359	359	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	224	224	202	202	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,652	3,652	3,630	3,630	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	304	304	303	303	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	152	152	152	152	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,624	3,095	3,279	3,454	IX. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービスの回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	4,787	5,645	5,981	6,300	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	25,500	25,500	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,854	1,854	1,854	1,854	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B. 1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	117,923	127,190	128,375	129,870	(1)の⑤(①+③(タイ1-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添1)より
②加算料相当コスト(百万円)	4,787	5,645	5,981	6,300	Aの⑪ / 平成26~28年は(別添1)より
③芯線数(千芯)	2,654	3,119	3,301	3,474	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添1)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,552	3,247	3,090	2,964	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	3,188	3,054	2,779	2,567	(1)の⑤(主配線盤(タイ1-2.21に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	2,656	3,121	3,303	3,476	IX. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	100	82	70	62	①÷②÷12ヶ月

c. 合計

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	3,652	3,329	3,160	3,026	aの④+bの③

ii 加算料

(単位:円/芯・月)

区分	金額等				備考
	H24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①1芯あたりコスト	152	152	152	152	Aの⑨

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備考
	右記以外	右記以外	右記以外	右記以外	
①指定設備管理運営費	122,750	83,057	82,619	38,199	1,494 (参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,897	3,896	10	52 ⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	8,993	8,992	22	119 ⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,606	5,606	14	74 ③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	141,538	101,553	101,113	38,245	1,739 ①+②+③+④
⑥正味固定資産	637,484	629,135	629,135	0	8,350 (参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	1,070	0	14 ⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	5,159	0	68 ⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	3,736	3,681	1,596	51 ①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	639,100	639,045	1,596	8,483 ⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,459	46,455	116	617 ⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	11,129	11,129	2,806	89
⑬減価償却費	64,778	41,363	41,363	22,425	990 (参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	677	677	204	8

(2)1芯あたりコストの算定

i 基本料

a. 加入者回線

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	101,113	108,671	109,452	110,615	(1)の⑤(右記以外(④①-1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添3)より
②加算料相当コスト(百万円)	4,094	4,828	5,115	5,347	(別添3)より
③芯線数(千芯)	2,654	3,119	3,301	3,474	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添3)より
④1芯あたりコスト(円/芯・月)	3,046	2,774	2,634	2,525	(①-②)÷③÷12ヶ月

b. 主配線盤

区分	金額等				備考
	平成26年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①原価(百万円)	3,188	3,054	2,779	2,567	光信号端末回線の(1)の⑤(主配線盤(④①-1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外)) / 平成26~28年は(別添2)より
②芯線数(千芯)	2,656	3,121	3,303	3,476	Ⅹ. 料金設定に使用した回線数より / 平成26~28年は(別添2)より
③1芯あたりコスト(円/芯・月)	100	82	70	62	①÷②÷12ヶ月

ii 加算料

区分	金額等				備考
	平成24年度実績	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
①加算料(円/芯・月)	152	152	152	152	光信号端末回線のBのiiの①
②光信号端末回線コストに占める光信号主端末回線コストの割合	85.74%	85.44%	85.26%	85.17%	iのaの①÷光信号端末回線のBのiのaの①
③加算料(主端末回線)(円/芯・月)	130	130	130	129	①×②

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 平成24年度

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ-2、2iに係る営業時間外追加コスト以外	主端末回線に係る引込線	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
①指定設備管理運営費	122,750	87,839	87,383	33,418	1,494	2,903	2,895	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	3,898	3,897	9	52	62	62	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	8,996	8,995	20	119	142	142	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	5,608	5,608	12	74	89	89	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	141,538	106,341	105,883	33,459	1,739	3,196	3,188	①+②+③+④

⑥正味固定資産	637,484	629,135	629,135	0	8,350	9,913	9,913	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	1,070	1,070	0	14	17	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	5,159	5,159	0	68	81	81	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	3,936	3,879	1,396	51	91	90	(①設備管理運営費-(⑫)租税公課+(⑬)減価償却費+(⑭)固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	639,300	639,243	1,396	8,483	10,102	10,101	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	46,474	46,470	101	617	734	734	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	11,480	11,480	2,455	89	152	152	
⑬減価償却費	64,778	44,170	44,170	19,618	990	2,014	2,014	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	703	703	178	8	9	9	

b. 平成25年度

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門					備考
	光信号端末回線			主配線盤		
	タイプ-2、2iに係る営業時間外追加コスト以外	引込線(分岐引込線以外)	引込線工事料(分岐引込線以外)	左記以外	(光信号の伝送に係るもの)	
①指定設備管理運営費	105,541	7,842	4,553	93,146	2,939	(別添1)(別添2)より
②他人資本費用	4,056	2	1	4,053	62	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,360	5	3	9,353	144	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,835	3	2	5,831	90	(③自己資本費用+(⑩)有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	124,792	7,852	4,559	112,383	3,235	①+②+③+④

⑥正味固定資産	653,889	0	0	653,889	10,033	(別添1)(別添2)より
⑦投資等	1,112	0	0	1,112	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,362	0	0	5,362	82	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,829	326	191	4,312	94	(①設備管理運営費-(⑫)租税公課+(⑬)減価償却費+(⑭)固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	665,192	326	191	664,675	10,226	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	48,356	24	14	48,319	743	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,095	577	0	12,518	154	
⑬減価償却費	51,657	4,613	1,679	45,365	2,024	(別添1)(別添2)より
⑭固定資産除却損	2,154	42	1,345	767	9	

c. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	105,883	112,383	平成24年度:aの⑤(端末系伝送路・右記以外(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) 平成25年度:bの⑤(光信号端末回線(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)・左記以外)
②主配線盤	3,188	3,235	平成24年度:aの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外)) 平成25年度:bの⑤(主配線盤(ﾀｲﾌﾟ1-2.2)に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外))
③合計	109,071	115,618	①+②

d. 平成24年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	15,074	▲ 5,923	平成24年度:平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの①+平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの①より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの①より
②主配線盤	1,615	▲ 29	平成24年度:平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの②+平成24年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のbの②より 平成25年度:平成25年度適用網使用料算定根拠のイの(4)のcの②より
③合計	16,689	▲ 5,952	①+②

e. 原価

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	120,957	106,460	cの①+dの①
②主配線盤	4,803	3,206	cの②+dの②
③合計	125,760	109,666	①+②

(2) 当期網使用料に係る平成24～25年度の収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	883	980	実績芯線数(平成25年度は見込み)
②負担金なし	853	954	
③負担金あり	30	26	
④光信号主端末回線	1,771	1,915	
⑤加入者回線	2,654	2,895	
⑥主配線盤	2,656	2,897	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	44,441	36,725	②+③
②負担金なし	42,989	35,798	平成24年度:aの②×4,201円×12ヶ月 平成25年度:aの②×3,127円×12ヶ月
③負担金あり	1,452	927	平成24年度:aの③×4,024円×12ヶ月 平成25年度:aの③×2,972円×12ヶ月
④光信号主端末回線	76,591	61,954	平成24年度:aの④×3,603円×12ヶ月 平成25年度:aの④×2,696円×12ヶ月
⑤加入者回線	121,032	98,679	①+④
⑥主配線盤	4,973	3,233	平成24年度:aの⑥×156円×12ヶ月 平成25年度:aの⑥×93円×12ヶ月
⑦合計	126,005	101,912	⑤+⑥

(3) 乖離額の算定

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	▲75.0	7,781.0	(1)のeの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲170.0	▲27.0	(1)のeの②-(2)のbの⑥
③合計	▲245.0	7,754.0	①+②

(4) 乖離額(加入者回線)の設備別分計

a. 原価の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	105,883	112,383	(1)のcの①
②光信号主端末回線	101,113	106,915	平成24年度は実績 平成25年度は(別添3)より
③光信号端末回線に係る引込線	4,770	5,468	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.50%	4.87%	③÷①

b. 光信号端末回線原価の内訳

(単位:千芯)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①光信号端末回線	117,923	124,792	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
②下記以外	113,136	119,559	①-③
③加算料相当コスト	4,787	5,233	平成24年度は実績 平成25年度は(別添1)より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.06%	4.19%	③÷①

c. 乖離額の内訳

(単位:百万円)

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①加入者回線	▲75.0	7,781.0	(3)の①
②光信号主端末回線	▲72.0	7,402.0	①-⑤
③下記以外	▲69.0	7,092.0	②-④
④加算料相当コスト	▲3.0	310.0	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	▲3.0	379.0	①×aの④
⑥下記以外	▲3.0	363.0	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	0.0	16.0	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲170.0	▲27.0	(3)の②
⑨合計	▲245.0	7,754.0	①+⑧

(5) 季離額単金の算定

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	平成26年度	平成27年度	備考	
①光信号端末回線	1,075	1,158		
②加入者回線に占める割合	34.47%	35.08%		
③負担金なし	1,051	1,136		
④負担金あり	24	22		(別添1)より
⑤光信号主端末回線	2,044	2,143		
⑥加入者回線に占める割合	65.53%	64.92%		
⑦加入者回線	3,119	3,301		
⑧主配線盤	3,121	3,303	(別添2)より	

b. 設備毎に分計

(単位:百万円)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	▲28.0	2,976.0	②+③
②端末回線	▲27.0	2,851.0	(4)のcの③×aの②+(4)のcの⑥
③加算料	▲1.0	125.0	(4)のcの④×aの②+(4)のcの⑦
④光信号主端末回線	▲47.0	4,805.0	⑤+⑥
⑤端末回線	▲45.0	4,604.0	(4)のcの③×aの⑥
⑥加算料	▲2.0	201.0	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲170.0	▲27.0	(4)のcの⑧
⑧合計	▲245.0	7,754.0	①+④+⑦

c. 1芯あたり季離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	備考
①光信号端末回線	▲2	214	②+③
②下記以外	▲2	205	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	0	9	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲2	187	⑤+⑥
⑤下記以外	▲2	179	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	0	8	bの⑥÷aの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲5	▲1	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	3,329	3,160	3,026	アの光信号端末回線の(2)のBのiのcの①
②乖離額	▲7	204	-	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,322	3,364	3,026	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	152	152	152	アの光信号端末回線の(2)のBのiiの①
②乖離額	0	9	-	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	152	161	152	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①主配線盤	82	70	62	アの光信号端末回線の(2)のBのiのbの③
②乖離額	▲5	▲1	-	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	77	69	62	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①端末回線	2,856	2,704	2,587	アの光信号主端末回線の(2)のiのaの④+アの光信号主端末回線の(2)のiのbの③
②乖離額	▲7	178	-	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,849	2,882	2,587	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加算料	130	130	129	アの光信号主端末回線の(2)のiiの③
②乖離額	0	8	-	イの(5)のcの⑥
③1芯あたり原価計	130	138	129	①+②

エ. メタル加入者回線との配賦見直し影響緩和額の算定(平成25年5月23日公表の「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書に基づき実施するもの)

a. 光信号端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	3,322	3,364	3,026	ウのaの③
②加算料(円/芯・月)	152	161	152	ウのbの③
③1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,474	3,525	3,178	①+②
④平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,206	3,192	3,178	・平成26年度:3,220円+(③の平成28年度-3,220円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(③の平成28年度-3,220円)/3 ・平成28年度:③の平成28年度
⑤配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	268	333	-	③-④
⑥芯線数(千芯)	1,075	1,158	-	イの(5)のaの①
⑦メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	3,457	4,627	-	⑤×⑥×12ヶ月
⑧配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	3,054	3,031	3,026	①-⑤

b. 光信号主端末回線

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①加入者回線(円/芯・月)	2,849	2,882	2,587	ウのdの③
②加算料(円/芯・月)	130	138	129	ウのeの③
③局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	1-2の(1)のFの(e)の④
④1芯あたり原価計(円/芯・月)	3,040	3,081	2,777	①+②+③
⑤平成25年度から平成28年度まで毎年同額の値下げとした場合の1芯あたり原価計(円/芯・月)	2,847	2,812	2,777	・平成26年度:2,882円+(④の平成28年度-2,882円)/3 ・平成27年度:平成26年度+(④の平成28年度-2,882円)/3 ・平成28年度:④の平成28年度
⑥配賦見直し影響緩和額(円/芯・月)	193	269	-	④-⑤
⑦芯線数(千芯)	2,044	2,143	-	イの(5)のaの⑤
⑧メタルへ付け替える配賦見直し影響緩和額計(百万円)	4,734	6,918	-	⑥×⑦×12ヶ月
⑨配賦見直し影響緩和後の加入者回線(円/芯・月)	2,656	2,613	2,587	①-⑥

c. メタル加入者回線へ付け替える配賦見直し影響緩和額

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
メタルへの付け替え額(百万円)	8,191	11,545	-	aの⑦+bの⑧

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入ファイバを利用するもの）

(1) 原価の算定

A. 設備区別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	メタル加入者回線			(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲) 土木設備		
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線					(再掲) 土木設備	(再掲) 下部区間	
①指定設備管理運営費	275,991	240,509	226,351	6,297	68,740	35,943	157,611	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	5,284	5,125	4,803	7	2,553	1,982	2,250	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,196	11,829	11,085	17	5,891	4,574	5,194	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,603	7,374	6,911	11	3,673	2,852	3,238	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	301,074	264,837	249,150	6,332	80,857	45,351	168,293	①+②+③+④

⑥正味固定資産	835,531	813,416	761,903	405	409,774	320,367	352,129	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,420	1,383	1,295	1	697	545	599	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,851	6,670	6,248	3	3,360	2,627	2,887	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	22,918	19,184	18,300	777	4,824	1,547	13,476	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	866,720	840,653	787,746	1,186	418,655	325,086	369,091	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	63,006	61,111	57,265	86	30,434	23,632	26,831	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	25,297	25,093	23,049	12	12,396	9,692	10,652	
⑬減価償却費	65,071	59,747	54,868	60	17,277	13,507	37,591	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,282	2,194	2,035	10	474	371	1,560	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 収容装置 (ATMデータ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,499	466	2,033	392	349	13	24	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	42	10	32	4	4	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	97	22	75	10	9	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	60	14	47	6	6	0	1	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,698	512	2,187	412	368	13	26	①+②+③+④

⑥正味固定資産	6,690	1,560	5,131	694	608	27	50	参考4. 設備区別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	11	3	9	1	1	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	55	13	42	6	5	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	144	17	127	36	34	0	1	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	6,900	1,593	5,309	737	648	27	51	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	502	116	386	54	47	2	4	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	78	17	61	9	8	0	1	
⑬減価償却費	1,224	305	919	90	66	8	14	参考3. 設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	47	11	36	6	1	2	3	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算			(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	32,591	31,520	6,932	40	参考1. 設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	112	111	11	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	259	255	25	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	161	159	16	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	33,123	32,045	6,984	40	①+②+③+④

⑥正味固定資産	14,730	14,565	948	6	参考2. 設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	25	25	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	121	119	8	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,554	3,424	854	5	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	18,430	18,133	1,812	11	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,340	1,318	132	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	116	112	24	0	
⑬減価償却費	4,009	3,984	72	0	参考1. 設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	35	35	1	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)					料金請求	備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカット・光ファイバ						
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線	その他					
	ラインシェアリング	ドライカット	光ファイバ	DSLファイル連携に係る販売費用			
①指定設備管理運営費	799	960	1,036	61	21,731	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2	2	3	0	93	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	4	5	7	0	214	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	2	3	4	0	133	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	807	970	1,050	61	22,171	1	①+②+③+④
⑥正味固定資産	168	218	378	0	12,854	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	1	0	22	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1	2	3	0	105	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	98	117	124	8	2,222	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	267	337	506	8	15,203	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	19	24	37	0	1,105	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	4	6	0	75	0	
⑬減価償却費	14	17	35	0	3,847	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	1	0	32	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
		端末回線伝送機能	データ伝送機能				
①指定設備管理運営費	151	58	93	920	6,906	6,797	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	2	184	182	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	4	425	419	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	2	265	261	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	153	58	93	928	7,780	7,659	①+②+③+④
⑥正味固定資産	22	9	13	143	29,331	28,928	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	50	49	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	241	237	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	7	12	112	581	578	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	41	16	25	256	30,203	29,792	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	3	1	2	19	2,196	2,166	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	491	485	
⑬減価償却費	2	1	1	24	1,634	1,550	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	130	129	

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ(局外4分岐)			スプリッタ(DSL)	
	(再掲) 局外スプリッタ(局外8分岐)				
①指定設備管理運営費	122,750	207	1,287	425	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,958	7	45	7	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	9,135	17	103	16	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,695	11	64	10	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	141,538	242	1,499	458	①+②+③+④
⑥正味固定資産	637,484	1,159	7,191	1,117	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,084	2	12	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,227	10	59	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,382	7	44	28	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	649,177	1,178	7,306	1,156	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	47,192	86	531	84	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	12	77	17	
⑬減価償却費	64,778	137	853	186	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	889	1	7	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	512	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	13,377	Ⅸの1の(51)+Ⅹの1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,190	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲28	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	13,377	Ⅸの1の(51)+Ⅹの1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,928	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	470	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	14	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	512	(a)の①
②調整額(百万円)	14	(d)の①
③合計(百万円)	526	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	3,277	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	27,835	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	751	
③自己資本費用(円/回線・年)	1,732	
④利益対応税(円/回線・年)	1,080	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	31,398	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,617	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲295	平成24年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,488	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの①に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲166	((⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧)
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,617	⑥
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,451	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	368	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	12	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	690,716	Ⅸの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	45	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	373	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	7	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	368	(a)の①
②調整額(百万円)	7	(d)の①
③合計(百万円)	375	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	45	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費 (ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	58	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲13	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	14,505	IXの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	223	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	39	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	6	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	58	a)の①
②調整額(百万円)	6	d)の①
③合計(百万円)	64	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	368	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,499	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,569,020	IXの1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	80	①÷②÷12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲205	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,569,020	IXの1の(106)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	87	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(f)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,638	①×②×12ヶ月

(単位:百万円)

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲344	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,499	a)の①
②調整額(百万円)	▲344	d)の①
③合計(百万円)	1,155	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	61	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	242	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	203,250	IXの1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	99	①÷②÷12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲180	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	203,250	IXの1の(102)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	61	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のGの(g)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	149	①×②×12ヶ月

(d)調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲87	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	242	a)の①
②調整額(百万円)	▲87	d)の①
③合計(百万円)	155	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	64	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	36,850	29,737	5,361	1,752	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の新設費(29,018円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.035)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,234	2,985	188	61	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,944	1,944	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	90	90	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	80	80	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	54	54	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	3,458	3,209	188	61	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	6,309	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(36,850円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1712)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	511	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	271	
③他人資本費用(円/回線・年)	22	
④自己資本費用(円/回線・年)	50	
⑤利益対応税(円/回線・年)	31	
⑥合計(円/回線・年)	614	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,072	Hの⑥単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲519	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,948	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲395	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,072	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	306	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,011	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲499	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,888	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲376	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,011	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	303	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,017	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H24年度実績(キャビネット設置:10.2%、引き渡し:89.8%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲590	平成24年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,804	平成24年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲377	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,017	①
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	303	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	13	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	Xの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	12,037	①÷②÷12ヶ月

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成24年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	Xの(97)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	14,652	平成24年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1-2の光信号端末回線、光信号主線回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のIの(e)の④に平成24年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	16	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲8	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	13	(a)の①
②調整額(百万円)	▲8	(d)の①
③合計(百万円)	5	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	4,630	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,108	6,062	6,052	1-1のEのaの⑧×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,108	6,062	6,052	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(ウ) (ア)以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	6,291	6,244	6,234	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,277	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	154	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,451	Cの①
④料金 (円/回線・月)	5,882	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
①OCU (円/回線・月)	3,277	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	154	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,451	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	5,882	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(イ)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)(イ)を利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,146	3,122	3,117	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,054	3,031	3,026	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により1芯にて伝送を行う機能の(I) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	3,146	3,122	3,117	1-1のEのaの⑧×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	Fの(e)の④
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(4)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	61	61	61	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (7イ)以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	63	63	63	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主線末回線	2,736	2,691	2,665	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,929	2,892	2,857	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (4)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	64	64	64	Gの(e)の④
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (4)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	64	64	64	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主線末回線	2,656	2,613	2,587	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主線末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐線末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(7) (4)以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	66	66	66	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主線末回線	2,736	2,691	2,665	1-1のエのbの⑨×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	130	138	129	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,932	2,895	2,860	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(7) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のエのaの⑧×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④ × 当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成26年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	1,845	368	5,359
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	3,285	368	6,799
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	3,825	368	7,339
1 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	4,365	368	7,879
1 5 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	4,905	368	8,419
1 8 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	5,445	368	8,959
2 1 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	5,985	368	9,499
2 4 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	6,525	368	10,039
2 7 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	7,065	368	10,579
3 0 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	7,605	368	11,119
3 3 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	8,145	368	11,659
3 6 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	8,685	368	12,199
3 9 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	9,225	368	12,739
4 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	3,146	9,765	368	13,279

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄A欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	152	161	152	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	304	322	304	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	312	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	315	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限りず。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	303	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成26年度	備考
料金(円/回線・月)	312	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(7)保守の区別がタイプ1-1のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,847	2,812	2,777	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(4)保守の区別がタイプ1-2のもの

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(9)アイ以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,929	2,892	2,857	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。により1芯にて伝送を行う機能の(9)(4)以外のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限りず。に係る加算料の①②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(7)(4)以外の場合の①保守の区別がタイプ1-1のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限りず。に係る加算料の①②以外の場合のB 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,850	2,815	2,780	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)であって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限りず。により1芯にて伝送を行う機能の(7)(4)以外の場合の②保守の区別がタイプ1-2のもの

・(7)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(7)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせて利用するものに限り、)に係る加算料の①②以外の場合のC AB以外のもの

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
料金(円/回線・月)	2,932	2,895	2,860	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光周外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(7)(イ)以外の場合の③ ①②以外のもの

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成26年度	備考
①固定無線基地局伝送路	4,630	(e)の④
②光信号端末回線	3,054	1-1のエのaの⑧
③加算料	152	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	7,836	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

・(4)附則第4項(1)網使用料イ(7)②欄に規定する機能に係る加算料の固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成26年度	備考
①固定無線基地局伝送路	4,630	(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,054	1-1のエのaの⑧ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	152	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	7,836	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

1-3. 光信号主端末回線（複数段階料金）

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	498	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,349	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守区別がタイプ1-1のものうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.32%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	511	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	511	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	498	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,349	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守区別がタイプ1-2のものうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.32%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	511	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	511	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,929	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	513	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,416	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	527	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	527	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,850	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	499	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,351	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ①保守の区別がタイプ1-1のものうち C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	512	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	512	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,850	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	499	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,351	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数段階階料金を適用する場合の ②保守の区別がタイプ1-2のものうち C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.32%	VI.他人資本利率率の算定 (1)有利子負債に対する利率率
③加算額	512	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	512	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの A 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,932	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別紙の(2)の③
③割引額	513	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,419	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの B 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)複数年段階料金を適用する場合の ③ ①②以外のもの C 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.32%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	527	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	527	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,349	①のaより

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ア保守の区別がタイプ1-1のもののうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	511	①のcより

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,349	①のdより

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の イ保守の区別がタイプ1-2のもののうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	511	①のfより

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のものうち (ア)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,416	①のgより

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のうち アイ以外のものうち (イ)平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線に係る加算料のうち アイ以外のものうち (ウ)平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	527	①のiより

j. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,351	①のjより

k. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の A保守の区別がタイプ1-1のものうち 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	512	①のlより

m. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,351	①のmより

n. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の B保守の区別がタイプ1-2のものうち 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	512	①のoより

p. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,419	①のpより

q. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2(ア)料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第2欄ウ欄又は附則第4項(1)網使用料イ(ア)①欄に規定する機能に係る加算料の光信号主端末回線(光信号多重分離機能のうち、光信号主端末回線の最大収容数が8のもの)と組み合わせるものに限ります。に係る加算料の②複数段階料金を適用する場合の C AB以外のもの 平成28年4月1日以降に適用する料金

区分	平成28年度	備考
料金 (円/回線・月)	527	①のrより

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情郵審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,310	平成26年度適用網使用料算定根拠の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリックを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,847	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	303	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	65	平成26年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ) 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.8	②÷((①+④)-(③+④))

(2)割引率の算定

区分	平成26年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	3,986	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	22,776	(1)の②×8
③割引率 (%)	17.5%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,302,639 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	3,995 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0017 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

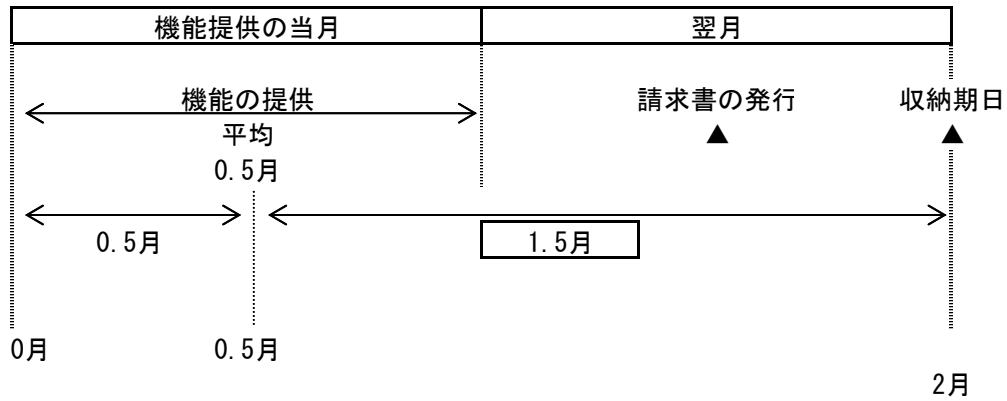
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,703,874 (A)
貯蔵品 (※)	22,097 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0082 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H24) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産	1,132,380 (0.341)	③圧縮後の資本構成比	H24稼働 電気通信事業固定資産			有利子負債 1,132,380 (0.397)	
2,703,874	その他の負債 452,799 (0.136)			2,703,874			退職給付引当金 207,373 (0.073)
	退職給付引当金 222,983 (0.067)						
流動資産等 620,214	1,515,926 (0.456)	②流動資産の 圧縮 ▲468,409	貯蔵品(月平均) 22,097	投資等 5,038	自己資本 1,515,926 (0.531)	資本	
計	3,324,088	151,805	運転資本 124,671	計			2,855,679
		①流動資産の理論値と 実績の差 151,805-620,214=▲468,409	計	2,855,679	計	2,855,679	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,132,380 + 207,373)}{\text{負債} + \text{負債資本合計}} = \frac{1,339,753}{2,855,679} = 0.469$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,132,380}{\text{有利子負債} + \text{負債以外の負債}} = \frac{1,132,380}{1,132,380 + 207,373} = 0.845$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.845}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = 1 - 0.845 = 0.155$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.469}{\text{他人資本比率}} = 1 - 0.469 = 0.531$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成24年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.32\%}$$

(単位：%)

年度	24
区分	
他人資本利子率	1.32

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.18\%}$$

(単位：%)

年度	20	21	22	23	24	平均
区分						
他人資本利子率	1.48	1.37	1.17	1.08	0.81	1.18

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.32\% \times 0.845 + 1.18\% \times 0.155 = \boxed{1.30\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	22	23	24	3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	4.00	3.39	<u>3.80</u>	—
β値の適用	○	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	1.17	1.08	0.81	—
①-②	2.83	2.31	2.99	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		2.60	<u>2.65</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	20	21	22	23	24	
主要企業の自己資本利益率	1.21	3.04	4.00	3.39	3.80	<u>3.09</u>

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所(東京(マザーズを含まない)、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成24年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.65%

VIII. 利益対応税率の算定（H24～H26年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

VIII. 利益対応税率の算定（H27～H28年度に適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 52.98%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3463y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3463y}{(1-0.3463)y} = \frac{0.3463y}{0.6537y} = 0.5298$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3463y$
税引後利益 $z = (1-0.3463)y$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,252,173	1	1.00	1,252,173
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	16,337,064	1	1.00	16,337,064
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	357,321	1	1.03	368,041
(4) 4線式	20,795	2	1.03	42,838
(5) メタルサービス小計	17,967,353	-	-	18,000,116
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,641	1	1.00	13,641
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,219,047	1	1.00	2,219,047
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	390,516	1	1.03	402,231
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	3	2	1.00	6
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	12,324	2	1.00	24,648
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,195	2	1.03	6,582
(12) 4芯式	10	4	1.03	41
(13) 光サービス小計	2,638,736	-	-	2,666,196
(14) 計 ((5)+(13))	20,606,089	-	-	20,666,312

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	3,123,143
(16) (再)メタルサービス・2線式 (帯域透過端末回線除き)	967,584
(17) 光サービス	2,624,219
(18) 計 ((15)+(17))	5,747,362

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,520,819
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	16,479,297
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	18,000,116

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,156,169
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,843,947
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	18,000,116

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,252,173	1	1.00	1,252,173
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	16,337,064	1	1.00	16,337,064
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	357,321	1	1.03	368,041
(28) 4線式	20,795	2	1.03	42,838
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	175,160	1	1.00	175,160
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,226,358	1	1.00	2,226,358
(31) メタルサービス小計	20,368,871	-	-	20,401,634
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	13,641	1	1.00	13,641
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,219,047	1	1.00	2,219,047
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	390,516	1	1.03	402,231
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,056	2	1.00	2,112
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	12,324	2	1.00	24,648
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,195	2	1.03	6,582
(38) 4芯式	10	4	1.03	41
(39) 光サービス小計	2,639,789	-	-	2,668,302
(40) 計 ((31)+(39))	23,008,660	-	-	23,069,936

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,520,819
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	18,880,815
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	20,401,634

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,156,169
(45) 追加MDF	-	-	-	2,401,518
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	15,843,947
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	20,401,634

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	46,363	1	1.00	46,363
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	1,824,288	1	1.00	1,824,288
(50-1) (再)デジタル公衆電話 (下記以外) ・タイプ1-2 (注2)	37,773	1	1.00	37,773
(50-2) (再)デジタル公衆電話 (特設公衆電話) ・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	13,377	1	1.00	13,377
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	1,884,028	-	-	1,884,028

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	15,272,280
(55) (再) PHS基地局回線	78,132
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,311,243
(57) ドライカッパ・相互接続回線	1,957,496
(58) 光ファイバ・相互接続回線	485,261
(59) 上記以外の回線数	8,518,513
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	27,544,793
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	3,832,132
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,520,889

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	16,447,545
(64) DSL回線故障対応機能契約数	896,278
(65) 計 ((63)+(64))	17,343,823

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	77,404
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	4,622
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	39,119
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	121,145
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	13,476,282
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	1,902,420
(71) 計 ((69)+(70))	15,378,702

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成24年度 稼働回線数
(72) 計	890,673

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b
			換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	12,389	41	507,949
(74) 6 Mb/s	1,241	73	90,593
(75) 9 Mb/s	191	85	16,235
(76) 12 Mb/s	473	97	45,881
(77) 15 Mb/s	42	109	4,578
(78) 18 Mb/s	33	121	3,993
(79) 21 Mb/s	32	133	4,256
(80) 24 Mb/s	56	145	8,120
(81) 27 Mb/s	9	157	1,413
(82) 30 Mb/s	8	170	1,360
(83) 33 Mb/s	4	182	728
(84) 36 Mb/s	10	194	1,940
(85) 39 Mb/s	3	206	618
(86) 42 Mb/s	14	218	3,052
(87) 計	14,505		690,716

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c
				換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	58,525	1	1.00	58,525
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,371	1	1.03	2,442
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	60,896	-	-	60,967
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	656,043	1	1.00	656,043
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	4,331	1	1.03	4,461
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	660,374	-	-	660,504

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38		1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90		1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	1,695		1.00	1,695

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	195,131		1.00	195,131
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	7,883		1.03	8,119
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	203,014	-	-	203,250
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	6		1.00	6
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,549,495		1.00	1,549,495
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	18,950		1.03	19,519
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,568,451	-	-	1,569,020

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	36,042		1.00	36,042
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	4		1.03	4
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	36,046	-	-	36,046
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,572		1.00	9,572
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	959		1.03	988
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,531	-	-	10,560
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	27,243		1.00	27,243
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,283		1.03	1,321
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	28,526	-	-	28,564

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注6）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	460,383		1.00	460,383
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	4,683		1.03	4,823
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	465,066	-	-	465,206
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	47,485		1.00	47,485
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,992		1.03	2,052
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	49,477	-	-	49,537

・特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数 （注7）
特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（收容局ルータ及び中継局ルータ接続）	767
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,945
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,053
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	22,602
(132) 計（127）+（128）+（129）+（130）+（131）	31,372

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成24年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 （注4）	c. 保守換算 係数 （注5）	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0		1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。
 7 (127)、(128)は装置、(129)、(130)及び(131)はポート。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.301
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.562
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.5
b. その他のコストの割合	91.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.962
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.976
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.399
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.3
b. その他のコストの割合	92.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.962
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.976
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.399
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.3
b. その他のコストの割合	92.7
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H24	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	193,459	H24年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)		メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	122,118	5,232	116,886	5,475	3,147	8	3,139	
共通費	・施設保全費支出額比	5,476	285	5,191	173	881	6	875	
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,826	611	12,216	554	415	4	411	
試験研究費	・取得資産額比	3,131	293	2,838	2	28	8	20	
通信設備使用料	・取得資産額比	16	1	15	5	2	0	2	
租税公課	・正味資産額比	25,093	2,044	23,049	12	491	6	485	
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	59,747	4,880	54,868	60	1,634	76	1,558	
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	12,101	811	11,289	16	308	1	307	
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,194	159	2,035	10	130	0	129	
合計		240,509	14,158	226,351	6,297	6,906	109	6,797	

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	2,327	76	2,251	2,251	59,192	1,149	58,043
		減価償却累計額	2,113	69	2,044	2,044	55,368	935	54,433
		正味価額	214	7	207	207	3,824	214	3,610
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	1,533	0	1,533	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,204	0	1,204	0	0	0	0	
	正味価額	330	0	330	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	3,626	0	3,626	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,241	0	3,241	0	0	0	0	
	正味価額	385	0	385	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	3,243	205	3,038	916	378	9	370	
	減価償却累計額	2,731	173	2,558	771	319	7	311	
	正味価額	512	32	480	145	60	1	58	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	59	3	56	0	380	0	380	
	減価償却累計額	56	3	53	0	358	0	358	
	正味価額	3	0	3	0	22	0	22	
空中線設備	取得価額	193	0	193	0	0	0	0	
	減価償却累計額	139	0	139	0	0	0	0	
	正味価額	54	0	54	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,632,692	126,454	2,506,238	0	0	0	
		減価償却累計額	2,206,361	95,627	2,110,734	0	0	0	
		正味価額	426,331	30,827	395,504	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,556,405	85,745	1,470,660	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,241,445	68,580	1,172,865	0	0	0	0	
	正味価額	314,960	17,165	297,795	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,390	73	4,317	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,158	66	4,092	0	0	0	0	
	正味価額	232	7	224	0	0	0	0	
建物	取得価額	87,128	3,890	83,238	66	64,491	453	64,038	
	減価償却累計額	62,738	2,812	59,926	48	47,416	333	47,083	
	正味価額	24,390	1,079	23,312	18	17,075	120	16,955	
構築物	取得価額	7,279	327	6,952	6	5,514	39	5,475	
	減価償却累計額	6,137	276	5,862	5	4,649	33	4,616	
	正味価額	1,142	51	1,091	1	865	6	859	
機械及び装置	取得価額	2,466	108	2,358	2	56	1	55	
	減価償却累計額	2,129	92	2,037	2	49	1	49	
	正味価額	337	16	321	0	6	0	6	
車両及び船舶	取得価額	269	8	261	0	3	0	3	
	減価償却累計額	224	7	217	0	2	0	2	
	正味価額	45	1	44	0	0	0	0	
工具、器具及び備品	取得価額	14,677	664	14,013	11	387	14	373	
	減価償却累計額	11,896	529	11,367	9	316	10	305	
	正味価額	2,781	135	2,647	2	72	4	68	
リース資産	取得価額	100	4	96	0	2	0	1	
	減価償却累計額	72	3	69	0	1	0	1	
	正味価額	27	1	27	0	0	0	0	
土地	取得価額	12,651	553	12,098	10	7,165	50	7,115	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,651	553	12,098	10	7,165	50	7,115	
建設仮勘定	取得価額	11,390	732	10,659	8	60	3	57	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,390	732	10,659	8	60	3	57	
無形固定資産	取得価額	97,280	5,067	92,213	73	932	12	919	
	減価償却累計額	79,649	4,161	75,488	60	752	10	742	
	正味価額	17,631	906	16,725	13	180	3	177	
合計	取得価額	4,437,710	223,911	4,213,799	3,343	138,559	1,731	136,828	
	減価償却累計額	3,624,293	172,398	3,451,896	2,938	109,229	1,328	107,900	
	正味価額	813,416	51,513	761,903	405	29,331	402	28,928	

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル 回線 設備 のみ を用 いる 加	上部区間		下部区間	
				(再掲)土木 設備		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
営業費	-	0	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	116,886	30,558	8,473	86,328	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	5,191	1,357	376	3,834	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	12,216	3,194	886	9,022	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,838	460	274	2,377	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	15	1	0	14	0.000
租税公課	・正味資産額比	23,049	12,396	9,692	10,652	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	54,868	17,277	13,507	37,591	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	11,289	3,497	2,734	7,792	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,035	474	371	1,560	0.000
合計		226,351	68,740	35,943	157,611	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線のみを用いる	上部区間		下部区間		
				(再掲) 土木設備		(再掲) 特別帯域透過端末回線に係るもの(※)	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,251	1,081	643	1,170	0.000
		減価償却累計額	2,044	981	584	1,063	0.000
		正味価額	207	99	59	108	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0	0.000
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,533	0	0	1,533	0.000	
	減価償却累計額	1,204	0	0	1,204	0.000	
	正味価額	330	0	0	330	0.000	
無線機械設備	取得価額	3,626	0	0	3,626	0.000	
	減価償却累計額	3,241	0	0	3,241	0.000	
	正味価額	385	0	0	385	0.000	
電力設備	取得価額	3,038	145	86	2,893	0.000	
	減価償却累計額	2,558	122	73	2,436	0.000	
	正味価額	480	23	14	457	0.000	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	56	54	32	2	0.000	
	減価償却累計額	53	51	30	2	0.000	
	正味価額	3	3	2	0	0.000	
空中線設備	取得価額	193	0	0	193	0.000	
	減価償却累計額	139	0	0	139	0.000	
	正味価額	54	0	0	54	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,506,238	996,429	0	1,509,809	0.000
		減価償却累計額	2,110,734	922,606	0	1,188,128	0.000
		正味価額	395,504	73,823	0	321,681	0.000
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,470,660	1,470,660	1,470,660	0	0.000	
	減価償却累計額	1,172,865	1,172,865	1,172,865	0	0.000	
	正味価額	297,795	297,795	297,795	0	0.000	
海底線設備	取得価額	4,317	4,317	0	0	0.000	
	減価償却累計額	4,092	4,092	0	0	0.000	
	正味価額	224	224	0	0	0.000	
建物	取得価額	83,238	37,255	22,169	45,983	0.000	
	減価償却累計額	59,926	26,702	15,889	33,225	0.000	
	正味価額	23,312	10,553	6,280	12,758	0.000	
構築物	取得価額	6,952	3,095	1,842	3,857	0.000	
	減価償却累計額	5,862	2,610	1,553	3,252	0.000	
	正味価額	1,091	485	289	605	0.000	
機械及び装置	取得価額	2,358	1,367	813	992	0.000	
	減価償却累計額	2,037	1,176	700	861	0.000	
	正味価額	321	190	113	130	0.000	
車両及び船舶	取得価額	261	174	104	87	0.000	
	減価償却累計額	217	145	86	72	0.000	
	正味価額	44	29	17	14	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	14,013	7,059	4,201	6,954	0.000	
	減価償却累計額	11,367	5,798	3,450	5,568	0.000	
	正味価額	2,647	1,261	750	1,386	0.000	
リース資産	取得価額	96	59	35	37	0.000	
	減価償却累計額	69	42	25	27	0.000	
	正味価額	27	17	10	10	0.000	
土地	取得価額	12,098	5,649	3,361	6,450	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	12,098	5,649	3,361	6,450	0.000	
建設仮勘定	取得価額	10,659	5,790	3,446	4,868	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0.000	
	正味価額	10,659	5,790	3,446	4,868	0.000	
無形固定資産	取得価額	92,213	80,094	47,662	12,119	0.000	
	減価償却累計額	75,488	66,262	39,431	9,225	0.000	
	正味価額	16,725	13,832	8,231	2,893	0.000	
合計	取得価額	4,213,799	2,613,227	1,555,054	1,600,572	0.000	
	減価償却累計額	3,451,896	2,203,453	1,234,687	1,248,443	0.000	
	正味価額	761,903	409,774	320,367	352,129	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表
(平成24年度接續会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 機械設備, 建物, 構築物) and rows for acquisition and disposal amounts. The table is organized into sections for different types of assets, with sub-sections for acquisition and disposal. The right side of the table lists various asset types and their corresponding values.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
営業費	23,275	0	0	0	23,275
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	125,631	122,118	675	246	2,592
共通費	6,421	5,476	104	14	826
管理費	14,699	12,826	129	14	1,729
試験研究費	3,317	3,131	180	6	0
通信設備使用料	41	16	22	3	0
租税公課	25,297	25,093	78	9	116
減価償却費	65,071	59,747	1,224	90	4,009
固定資産除却費	12,239	12,101	86	9	44
(再)除却損	2,282	2,194	47	6	35
合計	275,991	240,509	2,499	392	32,591

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(平成24年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分等	資産の項目	指定設備管理部門					
		(端末系伝送路に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	22,830	2,327	20,503	0	0
		減価償却累計額	19,238	2,113	17,125	0	0
		正味価額	3,592	214	3,378	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	8,990	1,533	4,171	3,286	0	
	減価償却累計額	8,145	1,204	3,916	3,025	0	
	正味価額	845	330	254	261	0	
無線機械設備	取得価額	4,082	3,626	0	457	0	
	減価償却累計額	3,628	3,241	0	387	0	
	正味価額	455	385	0	69	0	
電力設備	取得価額	7,382	3,243	3,702	437	0	
	減価償却累計額	6,217	2,731	3,118	368	0	
	正味価額	1,166	512	585	69	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	72	59	12	1	0	
	減価償却累計額	68	56	11	1	0	
	正味価額	4	3	1	0	0	
空中線設備	取得価額	193	193	0	0	0	
	減価償却累計額	139	139	0	0	0	
	正味価額	54	54	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,632,692	2,632,692	0	0	0
		減価償却累計額	2,206,361	2,206,361	0	0	0
		正味価額	426,331	426,331	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,556,405	1,556,405	0	0	0	
	減価償却累計額	1,241,445	1,241,445	0	0	0	
	正味価額	314,960	314,960	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,390	4,390	0	0	0	
	減価償却累計額	4,158	4,158	0	0	0	
	正味価額	232	232	0	0	0	
建物	取得価額	100,185	87,128	5,772	663	6,622	
	減価償却累計額	72,052	62,738	4,230	488	4,596	
	正味価額	28,133	24,390	1,542	175	2,026	
構築物	取得価額	8,343	7,279	475	59	531	
	減価償却累計額	7,034	6,137	400	49	447	
	正味価額	1,309	1,142	74	9	83	
機械及び装置	取得価額	2,763	2,466	19	4	274	
	減価償却累計額	2,400	2,129	17	3	251	
	正味価額	363	337	3	0	23	
車両及び船舶	取得価額	278	269	2	0	7	
	減価償却累計額	231	224	2	0	6	
	正味価額	47	45	0	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	23,547	14,677	280	32	8,558	
	減価償却累計額	19,027	11,896	214	25	6,892	
	正味価額	4,521	2,781	66	6	1,667	
リース資産	取得価額	111	100	1	0	10	
	減価償却累計額	81	72	1	0	8	
	正味価額	30	27	0	0	2	
土地	取得価額	14,696	12,651	638	82	1,325	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	14,696	12,651	638	82	1,325	
建設仮勘定	取得価額	11,441	11,390	44	7	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	11,441	11,390	44	7	0	
無形固定資産	取得価額	164,004	97,280	946	93	65,686	
	減価償却累計額	136,651	79,649	841	78	56,083	
	正味価額	27,354	17,631	105	15	9,603	
合計	取得価額	4,562,406	4,437,710	36,564	5,120	83,012	
	減価償却累計額	3,726,875	3,624,293	29,874	4,427	68,282	
	正味価額	835,531	813,416	6,690	694	14,730	

(別添1)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	99,409	105,541	107,777	109,482	110,942
2. 他人資本費用	3,900	4,056	4,090	4,103	4,110
3. 自己資本費用	9,002	9,360	9,439	9,468	9,486
4. 利益対応税	5,612	5,835	5,884	5,322	5,332
5. 原価(1+2+3+4)	117,923	124,792	127,190	128,375	129,870

レートベース	639,737	665,192	670,790	672,878	674,162
有利子負債以外の負債の額	46,506	48,356	48,763	48,915	49,008

6. 加算料相当コスト	4,787	5,233	5,645	5,981	6,300
7. 加算料相当コスト控除後原価	113,136	119,559	121,545	122,394	123,570

芯線数(千芯)	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
---------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	3,552	3,442	3,247	3,090	2,964
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①負担金なしサービス	2,624	2,869	3,095	3,279	3,454
②専用線等	72	69	64	59	55
③フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
④ダークファイバ(他事業者利用分)	376	472	559	653	746
⑤負担金ありサービス	30	26	24	22	20
⑥計	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	4,787	5,233	5,645	5,981	6,300

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業費	0	0	0	0	0
施設保全費	21,312	24,372	25,525	26,568	27,499
共通費	2,067	2,364	2,514	2,654	2,785
管理費	3,281	3,766	3,994	4,207	4,404
試験研究費	3,748	3,235	3,035	2,856	2,732
通信設備使用料	5	5	5	5	5
租税公課	12,053	13,095	14,051	14,993	15,927
減価償却費	50,387	51,657	51,138	50,239	49,212
固定資産除却費	6,555	7,047	7,515	7,960	8,378
(再)除却損	1,982	2,154	2,324	2,492	2,656
合計	99,409	105,541	107,777	109,482	110,942

算定方法
—
<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味 前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味 前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味 前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味 前年度値×取得固定資産伸び率 前年度値×正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,130,822	1,202,209	1,249,485	1,289,001	1,323,599	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		387,419	386,502	364,646	339,031	312,744	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	136,213	152,545	170,199	188,158	206,113	前年度値×契約者数変動率
		59,707	66,866	74,605	82,477	90,347	前年度値×契約者数変動率
土木	取得固定資産	23,333	24,149	24,635	25,021	25,344	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	4,583	4,743	4,839	4,915	4,979	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	704,022	788,433	879,680	972,502	1,065,303	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	144,076	161,350	180,023	199,019	218,010	前年度値×契約者数変動率
構築物	取得固定資産	34,890	36,089	36,814	37,392	37,875	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,536	9,863	10,061	10,219	10,351	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	2,955	3,057	3,118	3,167	3,208	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	463	479	489	496	503	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	41,339	42,414	43,250	43,946	44,517	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,638	7,843	7,998	8,127	8,232	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	22,477	23,239	23,705	24,078	24,389	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	15,713	16,243	16,569	16,829	17,047	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
取得固定資産		2,096,051	2,272,135	2,430,886	2,583,265	2,730,348	
正味固定資産		629,135	653,889	659,230	661,113	662,213	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
ダークファイバ	376	473	558	653	746
シングルスター	311	354	398	446	496
シェアドアクセス	65	119	160	207	250
専用線等	102	94	87	81	75

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
ミニ以外 …… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
ベータック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
シングルスター方式：平成25年度は直近3年間に於ける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
シェアドアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲7.4%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	755	805	855	905	955
純増数	34	50	50	50	50

(別添2)

光信号端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号端末回線伝送機能(主配線盤)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	2,895	2,939	2,764	2,513	2,315
2. 他人資本費用	62	62	61	58	55
3. 自己資本費用	142	144	141	133	126
4. 利益対応税	89	90	88	75	71
5. 原価(1+2+3+4)	3,188	3,235	3,054	2,779	2,567

レートベース	10,101	10,226	10,054	9,477	8,982
有利子負債以外の負債の額	734	743	731	689	653

芯線数(千芯)	2,656	2,897	3,121	3,303	3,476
---------	-------	-------	-------	-------	-------

料金(円/芯・月)	100	93	82	70	62
-----------	-----	----	----	----	----

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業費	0	0	0	0	0
施設保全費	221	226	229	229	228
共通費	167	171	173	173	172
管理費	103	105	106	106	105
試験研究費	214	236	138	111	108
通信設備使用料	1	1	1	1	1
租税公課	152	154	152	143	135
減価償却費	2,014	2,024	1,943	1,729	1,546
固定資産除却費	22	22	22	21	20
(再)除却損	9	9	9	9	9
合計	2,895	2,939	2,764	2,513	2,315

算定方法
—
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
前年度値×取得固定資産伸び率
前年度値×正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
FTMは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
機械設備	FTM	28,446	30,484	32,180	33,313	34,309	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		5,268	5,277	5,023	4,377	3,823	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
土木	その他	243	249	254	258	261	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		37	38	39	40	41	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
建物		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
構築物		11,210	11,479	11,704	11,894	12,049	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		2,967	3,038	3,098	3,148	3,189	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
無形固定資産		958	981	1,000	1,016	1,029	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		150	154	157	160	162	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
その他		307	315	321	326	330	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		65	67	68	69	70	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
合計		1,695	1,736	1,770	1,799	1,822	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		1,425	1,459	1,488	1,512	1,532	前年度値×取得固定資産伸び率にFTMの変動率を加味
		42,859	45,244	47,229	48,606	49,800	
		9,913	10,033	9,873	9,306	8,817	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	2,656	2,897	3,121	3,303	3,476
フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
ダークファイバ	376	473	558	653	746
シングルスター	311	354	398	446	496
シェアドアクセス	65	119	160	207	250
専用線等	104	96	89	83	77

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
マンションタイプ：ミニ・・・1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
ミニ以外・・・光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
ベータシック：1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
シングルスター方式：平成25年度は直近3年間ににおける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
シェアドアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲7.4%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	755	805	855	905	955
純増数	34	50	50	50	50

(別添3)

光信号主端末回線伝送機能予測原価総括表

1. 料金単位 光信号主端末回線伝送機能(加入者回線)

2. 原価算定期間 平成26年4月～平成28年3月(3年)とする。

3. 算定方法 料金算定期間における自己資本利益率は2.65%とした。

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1. 設備管理運営費	82,619	87,770	89,490	90,857	92,039
2. 他人資本費用	3,896	4,033	4,041	4,038	4,034
3. 自己資本費用	8,992	9,309	9,326	9,319	9,309
4. 利益対応税	5,606	5,803	5,814	5,238	5,233
5. 原価(1+2+3+4)	101,113	106,915	108,671	109,452	110,615
レートベース	639,045	661,550	662,768	662,250	661,568
有利子負債以外の負債の額	46,455	48,091	48,180	48,142	48,093
6. 加算料相当コスト	4,094	4,476	4,828	5,115	5,347
7. 加算料相当コスト控除後原価	97,019	102,439	103,843	104,337	105,268
芯線数(千芯)	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
料金(円/芯・月)	3,046	2,949	2,774	2,634	2,525

(参考)

加算料相当コストの算定

(1) 接続料の算定に使用した稼働芯線数

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①負担金なしサービス	2,624	2,869	3,095	3,279	3,454
②専用線等	72	69	64	59	55
③フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
④ダークファイバ(他事業者利用分)	376	472	559	653	746
⑤負担金ありサービス	30	26	24	22	20
⑥計	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474

(2) 加算料相当コストの算定

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
⑦加算料コスト(①×各年の加算料×12ヶ月)	4,094	4,476	4,828	5,115	5,347

I. 設備管理運営費

(単位:百万円)

区分	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	—
施設保全費	18,904	21,714	22,667	23,528	24,297	<故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味
共通費	1,743	2,007	2,133	2,253	2,366	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
管理費	2,811	3,249	3,442	3,624	3,795	前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味
試験研究費	3,045	2,566	2,417	2,263	2,163	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味
通信設備使用料	4	4	4	4	4	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	11,129	12,114	13,039	13,964	14,883	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	41,363	42,304	41,813	41,109	40,308	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	3,621	3,812	3,975	4,112	4,223	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	677	715	747	775	799	光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	82,619	87,770	89,490	90,857	92,039	

II. 固定資産

(単位:百万円)

		平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	算定方法
線路設備	光ケーブル	1,130,822	1,199,898	1,243,700	1,281,090	1,313,974	前年度値＋当年度取得固定資産－除却額
		387,419	383,677	357,579	329,458	301,292	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得資産分は半稼動)－除却損
	電柱	136,213	152,545	170,199	188,158	206,113	前年度値×契約者数変動率
		59,707	66,866	74,605	82,477	90,347	前年度値×契約者数変動率
土木	取得固定資産	23,333	24,119	24,568	24,932	25,238	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	4,583	4,737	4,825	4,896	4,956	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
建物	取得固定資産	704,022	788,433	879,680	972,502	1,065,303	前年度値×契約者数変動率
	正味固定資産	144,076	161,350	180,023	199,019	218,010	前年度値×契約者数変動率
構築物	取得固定資産	34,890	36,047	36,720	37,268	37,726	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	9,536	9,852	10,036	10,185	10,310	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
無形固定資産	取得固定資産	2,955	3,053	3,110	3,157	3,196	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	463	478	487	494	500	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
その他	取得固定資産	41,339	42,404	43,228	43,917	44,482	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	7,638	7,840	7,992	8,119	8,222	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計	取得固定資産	22,477	23,213	23,647	24,001	24,296	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
	正味固定資産	15,713	16,225	16,529	16,777	16,984	前年度値×取得固定資産伸び率に光ケーブルの変動率を加味
合計		2,096,051	2,269,712	2,424,852	2,575,025	2,720,328	
		629,135	651,025	652,076	651,425	650,621	

Ⅲ. 需要

(単位:千芯)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
光サービス芯線数	2,654	2,895	3,119	3,301	3,474
フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653
ダークファイバ	376	473	558	653	746
シングルスター	311	354	398	446	496
シェアドアクセス	65	119	160	207	250
専用線等	102	94	87	81	75

- ・フレッツ光については、下表の契約数に基づき、
 ファミリータイプ：8ユーザまでごとに1芯を使用
 マンションタイプ：ミニ …… 1棟(最大8ユーザ)あたり1芯を使用
 ミニ以外 …… 光配線方式は32ユーザ、VDSL方式は16ユーザまでごとに1芯を使用
 ベーシック …… 1ユーザで1芯を使用
- ・ダークファイバについては、
 シングルスター方式：平成25年度は直近3年間に於ける最大の純増数と同数とし、以降は、直近3年間の状況を踏まえて、毎年度、純増数が増加するものとして算定
 シェアドアクセス方式：平成25年度上期実績の2倍を毎年度の純増数をベースに、新規参入需要等を個別に織り込んで算定
- ・専用線等については、平成24年度の対前年減少率(▲7.4%)で推移

(単位:万契約)

	平成24年度 実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
フレッツ光年度末契約数	755	805	855	905	955
純増数	34	50	50	50	50

接続料と利用者料金との関係に関する検証

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（以下「スタックテスト」という。）が行われている。
- 今回申請のあった将来原価方式に基づく平成26年度の接続料については、総務省として、①フレッツ光ネクスト、②Bフレッツ及び③フレッツ光ライトに関するスタックテストを実施した。
- スタックテストの結果については、資料52-4に詳述しているように、いずれのスタックテストにおいても、利用者料金が接続料を上回っており、営業費相当分も基準値を上回っていることから、接続料が不適正であるとは認められない。